

令和 8 年 度

新潟県交通安全実施計画



令和 8 年 3 月 25 日

新潟県交通安全対策会議

ま え が き

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項に基づき策定された「第12次新潟県交通安全計画」（令和8年度から令和12年度）を着実に推進するため、同法第25条第3項に基づき、新潟県の区域における陸上交通の安全に関し、国の指定地方行政機関及び新潟県が令和8年度において実施する具体的な施策を定めるものです。

近年、新潟県の交通事故は、発生件数・負傷者数が平成18年から20年連続して減少を続けており、昨年の死者数は55人と、3年連続同数でした。また、交通事故発生から24時間を経過後30日以内に亡くなった人(12人)を合わせた30日以内死者数は67人となりました。

一方で、交通事故死者に占める高齢者の割合は平成16年から22年連続で過半数を占め、高齢運転者による加害事故の死者数の割合も高い水準にあることから、高齢者の被害事故防止とともに、高齢運転者の加害事故防止が大きな課題となっています。

このような状況を考慮し、この計画の実施に当たっては、「第12次新潟県交通安全計画」で重点施策である5施策を中心に、関係行政機関、団体が相互に緊密な連携を図り、各種施策を総合的かつ強力で推進するものとします。

目 次

第1部 総論.....	1
1 交通事故等の現状.....	1
2 新潟県が取り組むべき重点施策	2
第2部 分野別の施策.....	4
I 道路交通の安全についての施策	4
※記載様式の説明.....	4
第1章 道路交通環境の整備	5
1 道路等の整備.....	5
2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進	7
3 高齢者等の移動手段の確保・充実.....	13
4 道路使用・占用の適正化.....	14
5 総合的な駐車対策の推進.....	14
6 自転車利用環境の総合的整備.....	15
7 公共交通の利用促進等	15
8 交通事故防止対策の推進.....	16
9 災害に備えた道路交通環境の整備.....	17
10 効果的な交通規制の推進.....	17
11 その他の道路交通環境の整備	18
第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策	20
1 交通安全に関する普及啓発活動の推進.....	20
2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	27
3 効果的な交通安全教育の推進.....	30
4 地域社会における交通安全意識の高揚.....	31
第3章 安全運転の確保	32
1 運転者教育等の充実	32
2 事業者に対する安全運転管理の指導	36
3 交通労働災害の防止	39
4 道路交通に関する情報の収集と提供	39
第4章 車両の安全性の確保	44
1 車両の安全性の確保	44
第5章 道路交通秩序の維持	48

1	交通指導取締りの強化等	48
2	駐車秩序の確立	52
第6章	救助・救急活動の充実	53
1	救助・救急体制の整備	53
2	救急医療体制の整備	53
第7章	被害者等支援の充実と推進	55
1	自動車損害賠償保障制度の充実等	55
2	交通事故相談業務の充実	55
3	自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	56
4	被害者等の心情に配慮した支援の推進	57
5	被害者等支援の推進	57
II	鉄道交通の安全についての施策	58
1	鉄道交通環境の整備	58
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	59
3	鉄道の安全な運行の確保	59
4	鉄道車両の安全性の確保	61
5	救助・救急活動の充実	61
6	被害者等支援の推進	61
III	踏切道の安全についての施策	62
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	62
2	踏切道の統廃合の促進	63
3	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	63
4	その他の踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	64
	参考資料	67
	交通安全対策基本法(抜粋)	67
	交通安全対策基本法施行令(抜粋)	69
	新潟県交通安全対策会議条例	70
	新潟県交通安全対策会議運営要綱	72
	新潟県交通安全対策会議委員・幹事一覧	74

第1部 総論

1 交通事故等の現状

(1) 道路交通事故の現状

令和7年の県内の交通事故は、発生件数が2,514件、負傷者数が2,824人、重傷者数が545人と減少し、死者数は前年と同数の55人でした。

発生件数、負傷者数は、20年連続で減少している一方、死者数に占める高齢者の割合は22年連続で過半数を占めています。

また、飲酒運転による交通事故が依然として発生しているほか、チャイルドシートの利用や一般道路における後部座席のシートベルト着用も徹底されているとはいえない状況です。

[新潟県の交通事故発生状況]

区分/年別	令和7年	令和6年	増減数	増減率 (%)
発生件数	2,514	2,671	-157	-5.9
死者数	55	55	0	0.0
負傷者数	2,824	3,045	-221	-7.3
重傷者数	545	554	-9	-1.6

(2) 鉄道事故の現状

新潟県の令和6年度の鉄道運転事故発生件数は2件となっており、前年度より1件減少しました。事故発生件数の内訳は、線路内での列車との衝突などの人身障害事故が2件で、前年度より1件減少しており、前年度発生件数が0件となっていた踏切道における列車との衝突などの踏切障害事故については、今年度も0件でした。

鉄道運転事故による死者数は2人で前年度と同数でした。

踏切障害事故による死傷者数は0人で前年度と同数でした。

人身障害事故による死傷者数は2人で前年度より1人減少しました。

人身障害事故は、事故の状況に応じて様々な要因が考えられますが、令和6年度発生2件については「公衆等が駅間において無断で線路内に立ち入る等により列車等と接触したもの」となっているため、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等に理解と協力も必要となります。

また、踏切障害事故は、踏切通行者に起因するものが多いことから、鉄道事業者と協力し、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るなど広報活動等が重要となっています。

	令和6年度	令和5年度	増減数
運転事故発生件数	2	3	-1
死傷者数	2	3	-1
内死者数	2	2	0
踏切事故死傷者数	0	0	0
人身事故死傷者数	2	3	-1

2 新潟県が取り組むべき重点施策

新潟県の交通事故の特徴を考慮し、「第12次新潟県交通安全計画」の中で、「高齢者の交通事故防止」、「歩行者の安全確保」、「自転車の安全対策の推進」、「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」の5つを重点施策として対策を講ずることとしており、本計画においても以下のとおり取り組みます。

(1) 高齢者の交通事故防止

高齢者は歩行中や自転車乗用中の事故で死亡する割合が高いことから、この点を踏まえ、参加・体験・実践型の交通安全教育や夜間の交通事故防止に効果的な夜光反射材の活用について推進します。

また、高齢運転者が加害者となる事故の全事故に占める割合は、近年、4割程度で推移しており、高齢運転者の交通事故防止対策も大きな課題となっています。

そのため、交通安全教育を広く推進するとともに、自身の運転技能の自覚と運転技能に応じた補償運転の推奨及び、安全運転サポート車普及促進とその機能の限界、技術の進展状況等について情報提供を推進します。

また、運転に不安を覚える高齢者や家族を支援する相談窓口や運転免許の自主返納制度、安全運転サポート車のみを運転できるサポート車限定免許の周知を図ります。

さらに、高齢者が安全に交通社会に参加することを可能にするため、交通安全施設や歩道、道路照明の整備と併せ、バリアフリー化された道路交通環境の整備を行うなど総合的な交通事故抑止対策を推進します。

(2) 歩行者の安全確保

自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保するため、特に高齢者や子ども、障害者等の交通弱者が利用する通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備等による歩行空間の確保を進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進します。

また、運転者に対する交通ルールの遵守と歩行者優先意識の徹底及び歩行者が自らの安全を守るための行動を促す交通安全教育等の充実に努め、歩行者の安全確保を図ります。

(3) 自転車の安全対策の推進

自転車は通勤・通学を始め、様々な目的で利用されていますが、交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多く、また、自転車は被害者にも加害者にもなり得ることから、自転車の安全利用を促進するため、自転車の安全で快適な通行のための環境整備を推進するとともに、悪質・危険な違反行為

に対する厳正な交通指導取締りや交通安全教育等により、自転車のルールやマナー等の周知徹底を図ります。

また、損害賠償責任保険等の加入義務化についての周知、加入促進及び自転車乗車用ヘルメットの着用徹底にも取り組みます。

(4) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

シートベルトを着用していた場合と非着用の場合では、致死率に極めて大きな差があることから、自動車乗車中に交通事故が発生した場合の被害軽減のため、各季の交通事故防止運動などにおける広報活動や交通安全教育、交通指導取締り等により、全座席におけるシートベルト着用の徹底を図ります。

また、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法に関する効果的な広報啓発・指導を推進します。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は人の命に直結する危険で悪質な犯罪であり、依然として発生している飲酒運転や飲酒運転による事故の根絶に向けて、飲酒運転者やその周辺者に対する取締りを一層強化するとともに、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という積極的な広報・啓発活動を実施することにより、運転者等に飲酒運転の危険性・責任の重大性を認識させるとともに、家庭、学校・職場、地域レベルで飲酒運転根絶意識の醸成を図ります。

第2部 分野別の施策

I 道路交通の安全についての施策

- 第1章 道路交通環境の整備
- 第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策
- 第3章 安全運転の確保
- 第4章 車両の安全性の確保
- 第5章 道路交通秩序の維持
- 第6章 救助・救急活動の充実
- 第7章 被害者等支援の充実と推進

※記載様式の説明

各施策・事業内容について、次の様式で記載します。

実施機関	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
〔計画の実施方針〕						
〔計画の内容〕						

「重点との関連」：各機関が行う施策について、第12次新潟県交通安全計画で定めた5重点との関わりについて明記します。その際、関連がある重点項目に□印を付します。用語については、次のとおりです。

高：高齢者の交通事故防止 歩：歩行者の安全確保
自：自転車の安全対策の推進
シ：シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
酒：飲酒運転の根絶

第1章 道路交通環境の整備

1 道路等の整備

・道路管理者所管事業

実施機関	国土交通省北陸地方整備局	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>交通事故が多発している道路及び緊急的に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に交通安全施設等の整備を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行い、もって交通事故の防止と交通の円滑化を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故が多発している箇所において、交差点改良等の事故対策を推進する。 ・ 歩行者や自転車利用者の安全で快適な通行の確保と高齢者、身体障害者等の社会参加を支援するため、歩道及び自転車通行空間などの整備を推進する。 ・ 交通の安全を確保するため、道路情報提供装置、道路照明、道路標識等を整備する。 ・ 市街地に集中する自動車交通を分散させ、交通混雑を緩和するためのバイパス等の整備を推進する。 							
実施機関	県土木部道路管理課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>通学路や交通事故が多発している道路、その他緊急的に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道等交通安全施設の整備により歩行者の安全確保及び交通の円滑化を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校や幼稚園等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩行空間の整備を積極的に推進する。 ・ 交通の安全を確保するため、必要な道路施設（防護柵、照明、道路情報提供装置など）を整備する。 							
実施機関	新潟市土木部土木総務課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>通学路や交通事故が多発している道路、その他緊急的に交通の安全を確保する必要がある道路について、交通安全施設等の整備や老朽化した施設の修繕等を実施することにより、道路交通の安全確保を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校に通う児童の通行の安全を確保するため、通学路の歩行空間の整備を積極的に推進する。 ・ 交通の安全を確保するため、危険箇所道路照明、防護柵、視線誘導標等の施設整備を実施する。 ・ 老朽化した施設について、修繕や更新を実施する。 							

・その他の事業

実施機関	県土木部道路建設課	重点施策との関連	高	歩	自	シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 既存の道路で、幅員狭小、線形不良により安全な道路交通が困難な区間等においては、拡幅工事やバイパスの建設等によって、より安全性を確保できる道路の改築事業を計画的に実施する。</p> <p>〔計画の内容〕 新潟県みちづくり計画6つの基本方針に基づいた道路整備を推進する。</p> <p>【新潟県みちづくり計画 6つの基本方針】</p> <p>①全国と繋がる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流の効率化や観光・交流の促進につながる幹線道路の整備を推進 ・道の駅や高速道路のSA・PA等の施設の機能強化を促進 <p>②地域が繋がる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間を結ぶ道路において円滑な道路交通を確保し道路ネットワーク強化を図る ・都市計画道路の見直しによる適正な道路ネットワークの整備 <p>③災害から守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に道路ネットワークが機能するよう雪や災害に強く安全・安心に通行できる道路整備を推進 ・効果的できめ細やかな情報発信 <p>④暮らしを守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持管理、補修及び更新により道路施設の長寿命化を推進 ・DXの取組を加速させ効率的な維持管理を推進 <p>⑤快適に暮らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策 ・計画的な無電柱化 ・ビッグデータ等を活用した渋滞対策の検討 ・わかりやすい道路案内標識の整備 <p>⑥雪と共に暮らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して除雪体制の強化を図り、円滑な冬期道路交通を確保 						
実施機関	県土木部都市局都市整備課	重点施策との関連	高	歩	自	シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 都市計画事業においては、市街地内の都市計画道路における現道拡幅や交差点改良及びバイパスの建設等によって、より安全性を確保できる街路の整備を促進し、都市交通の円滑化を図る。</p> <p>〔計画の内容〕 小学校に通う児童や未就学児が通行する都市計画道路において、安全・快適な歩行空間確保のための街路整備を推進する。</p>						

実施機関	新潟市土木部道路計画課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>既存幹線道路において、幅員狭小、線形不良により安全な通行が困難な区間については、計画的に現道拡幅やバイパスの整備を促進し、道路通行の安全と円滑化を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故多発箇所の交差点改良や通学路を中心に、整備の促進を図る。 ・ 市街地に集中する自動車交通を分散させ、交通混雑を緩和するため、バイパス等の整備を推進する。 			
実施機関	東日本高速道路株式会社新潟支社	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路の交通事故多発区間において交通事故防止対策を推進する。 ・ 磐越道及び日東道の暫定二車線区間（トンネル・橋梁）の交通安全対策を推進する。 			

2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進

交通安全施設の戦略的維持管理

実施機関	県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>整備後長期間が経過した信号機等の安全性を維持するため、適切な点検、修繕を行うことに併せて、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進して交通の安全と円滑を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来にわたって交通安全施設の機能を維持していくため、老朽化した交通安全施設の現状を把握する。 ・ 交通安全施設の安全性を維持するため、計画的に点検、修繕を行うほか、中長期的視点に立ったストックの適切な管理を推進して交通の安全と円滑を図る。 ・ 電力消費が少ない小型化したLED灯器への更新を推進するなど、ライフサイクルコストの削減を推進する。 ・ 交通実態や地域の実情等を踏まえた適宜の見直しにより、必要性の低減した交通安全施設については計画的に廃止を進めていく。 			

・公安委員会所管事業

実施機関	県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒									
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>交通安全施設等整備事業は、社会資本整備重点計画に基づき、交通事故実態の調査・分析を踏まえて、重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設等の整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <table border="1" data-bbox="343 544 963 786"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">補助事業</td> <td>交通管制センター</td> </tr> <tr> <td>信号機改良など</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県単事業</td> <td>信号機新設</td> </tr> <tr> <td>道路標識・標示</td> </tr> <tr> <td>信号機改良など</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信号機の整備は、交通事故多発箇所や歩行者の安全な横断確保等を主眼において、信号機の設置効果を検討のうえ、計画的な整備を進める。 ・ 交通実態を踏まえた信号機の系統化、多現示化及び感応化等の信号機の高度化を図るとともに、視認性向上のため信号灯器のLED化を推進する。 ・ 高齢者、身体障害者等の安全確保を図るため、視覚障害者用付加装置等の整備を推進する。 ・ 交通管制システムの高度化を図る。 ・ 見やすく分かりやすい道路標識の整備を図るため、道路標識の簡素合理化を図る。 				事業種別	事業内容	補助事業	交通管制センター	信号機改良など	県単事業	信号機新設	道路標識・標示	信号機改良など
事業種別	事業内容											
補助事業	交通管制センター											
	信号機改良など											
県単事業	信号機新設											
	道路標識・標示											
	信号機改良など											

・生活道路の安全対策の実施

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県土木部道路管理課 県警察本部交通規制課 新潟市土木部土木総務課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>生活道路における速度超過箇所や急ブレーキ多発箇所等の急所を事前に特定し、効果的な速度低減策である凸部（ハンプ）や狭さくなどの設置の推進に取り組むことで、生活道路を歩車混在から歩行者中心の空間への転換を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゾーン30プラスを見据えた交通安全対策を実施するモデル地域を選定し安全対策を推進する。（県道路管理課、新潟市土木部土木総務課） ・ ビッグデータ等により対策エリアにおける速度超過箇所・急ブレーキ多発箇所等の分析結果の提供や現地診断など技術的助言が可能な有識者等の紹介など、技術的支援を行う。（北陸地方整備局） ・ 最高速度30キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより、交通安全の向上を図る区域を「ゾーン30プラス」として設定を推進するほか、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。（交通規制課、県道路管理課、新潟市土木部土木総務課） 			

・バリアフリー化された歩行空間の確保

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県土木部道路管理課 県土木部道路建設課 新潟市土木部道路計画課 県警察本部交通規制課 J R 東日本新潟支社	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 交通事故が多発している道路その他の特に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩行者や自転車利用者の安全で快適な通行の確保と高齢者、身体障害者等の社会参加を支援するため、自転車歩行者道などの整備を推進する。 特に、「バリアフリー法」に基づき、市町村が策定した基本構想の重点整備地区については、関係管理者の協力の下、道路及び交通安全施設などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行空間のバリアフリー化を推進する。（北陸地方整備局） ・ 歩道の新設・拡幅、段差・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備を推進する。（県道路管理課、県道路建設課、新潟市土木部道路計画課） ・ 視覚障害者用付加装置等のバリアフリー対応の信号機、道路標識・標示の高輝度化等の整備を推進する。（交通規制課） ・ バリアフリー法に基づいて、エレベーターと誘導ブロック等の整備及び段差解消等を必要により進める。（J R 東日本） 			

・ゾーン30プラスの推進

実施機関	県警察本部交通規制課 国土交通省北陸地方整備局 県土木部道路管理課 新潟市土木部土木総務課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 主に、生活道路において、歩行者等の通行が最優先され、通過交通が可能な限り抑制される地域をゾーンとして設定し、公安委員会と道路管理者が連携して面的な交通安全対策を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕 公安委員会と道路管理者が緊密な連携を図り、住民の意見を踏まえながらゾーン設定を行い、地区内の区域全域への最高速度30キロメートル毎時規制を実施するほか、地区内における路側帯の設置・拡幅やカラー化、ハンプ等の物理的なデバイスの設置を推進し、地区内における歩行者・自転車の通行の安全を図る。 整備済みのゾーン30においては、公安委員会と道路管理者が引き続き連携し、道路環境の変化や地域住民の意見等を踏まえ、視覚効果の高い法定外表示、ハンプ・狭さくといった物理的デバイス等の設置の整備計画を共同で策定し、ゾーン30プラスへの見直しを行う。 より効果的な生活道路対策を実施するため、要対策箇所等の分析や対策実施後の検証に当たっては、プローブ情報(※)の活用を検討するなど、分析の高度化を図る。</p> <p>※プローブ情報：自動車の速度に関する情報、急挙動情報などのこと。</p>			

・標識等の整備

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県土木部道路管理課 新潟市土木部土木総務課	重点施策との関連	高 <input type="checkbox"/> 歩 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> シ <input type="checkbox"/> 酒
<p>〔計画の実施方針〕 安全で円滑な交通の確保を図るため、道路情報等を迅速かつ的確に提供、利用者のニーズに即した分かりやすい道路案内、夜間事故が多発している箇所における夜間事故防止対策等、道路交通環境の整備を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路情報等を迅速かつ的確に提供するため、道路情報提供装置の整備を推進する。 利用者のニーズに即した分かりやすい案内標識の整備や交差点等において交差道路の路線番号等を用いた案内標識の整備を推進する。また、案内標識の英語表記を推進する。 夜間に交通事故が多発している交差点やカーブ区間等において、道路照明、視線誘導標等を整備する。 			

・通学路、通園路の安全設備・施設の整備

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県教育庁保健体育課 県土木部道路管理課 県土木部道路建設課 新潟市土木部土木総務課 新潟市土木部道路計画課 県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高 <input type="checkbox"/> 歩 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> シ <input type="checkbox"/> 酒
<p>〔計画の実施方針〕 小学校、幼稚園、保育所等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路交通安全プログラムの構築を積極的に支援し、通学路等の危険箇所の把握を行い、歩道整備等の事故防止対策を積極的に推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学路（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律）に指定されている道路について、重点的に歩道整備を推進する。（北陸地方整備局、県道路建設課、新潟市土木部道路計画課） 通学路交通安全プログラムに基づき、定期的な合同点検と対策の実施、対策効果の把握及び改善を一連のPDCAサイクルとして、継続的な取組を推進する。（北陸地方整備局、県教育庁保健体育課、県道路管理課、県道路建設課、新潟市土木部土木総務課、交通規制課） 通学路等において、信号灯器のLED化、道路標識・標示の高輝度化等の整備を行う。（交通規制課） 			

・バリアフリーまちづくり事業の実施

実施機関	県福祉保健部障害福祉課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕 障害者や高齢者が数多く利用する公共的施設周辺をはじめとして、誰もが快適・安全に移動できる、暮らしやすいまちづくりを推進する。</p> <p>〔計画の内容〕 以下の整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の管理する道路の歩道の新設、広幅員化、段差解消等（※県道路建設課へ執行委任） ・ 視覚障害者用付加装置及び経過時間表示機能付歩行者用灯器等の新設、既存の信号機への同装置の設置（※交通規制課へ執行委任） ・ 公共交通事業者が行う駅等のエレベーター・エスカレーターの整備（※県交通政策課へ執行委任） 							

・地域に密着した道路の整備

実施機関	県農林水産部林政課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕 都市周辺及び農山村地域の都市化に伴う通勤・通学や森林レクリエーション等としても利用される林道について、安全施設の整備を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガードレールの整備 ・ 排水施設の蓋の整備 ・ スリップ防止のための舗装の整備 ・ 落石防止ネットの整備 							

・農道における交通安全施設等の整備

実施機関	県農地部農地計画課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕 農村地域の都市化や混住化に伴い、通勤・通学などの生活道路としても利用される農道について、安全施設の整備を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用排水路への転落防止のためのフェンス、ガードレール及びふた等の設置 ・ 用排水路の暗渠化 							

・無電柱化の推進

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県土木部道路建設課 県土木部都市局都市整備課 新潟市土木部道路計画課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、電線共同溝の整備等による「無電柱化」を計画的に推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電線共同溝の整備等による無電柱化を推進するとともに、電柱の新設を禁止又は制限する。（北陸地方整備局） ・ 「新潟県無電柱化推進計画」に基づき、電線共同溝の整備を推進する。（県道路建設課、県都市整備課） ・ 「新潟市無電柱化推進計画」に基づき、電線共同溝の整備を推進する。（新潟市土木部道路計画課） 			

・安全・安心緊急施設整備

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 県が管理している道路（ただし、公安委員会が行う事業については、新潟市が管理している一般国道、主要地方道、一般県道を含む。）で、交通死亡事故や交通事故多発地点、高齢者及び子どもの関わる交通事故発生箇所の交通事故防止及び防犯対策として特に必要と認められる箇所等について交通安全施設の整備を行う。</p> <p>〔計画の内容〕 現地点検の実施により整備の要否及び講ずべき施設(※)を検討した上で、特段の事情のない限り、新潟県交通安全対策五人委員会幹事会に諮り、対策を決定し、県土木部及び公安委員会に執行委任する。</p> <p>※道路標識（警戒・規制・指示）、区画線、道路標示（法定外表示も含む）、道路照明・防護柵等道路付属物、歩行者通行帯・たまり空間等</p>			

・その他緊急整備

実施機関	県警察本部交通規制課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 死亡事故等重大事故が発生した箇所及び交通事故多発箇所等に対し、緊急の対策を講じることにより早急に交通の安全を確保する。</p> <p>〔計画の内容〕 関係道路管理者等と合同の現場点検により、早期に対策を検討し、交通規制の見直し及び交通安全施設等の整備を推進する。</p>			
実施機関	国土交通省北陸地方整備局 東日本高速道路株式会社新潟支社 県警察本部交通規制課 県警察本部高速道路交通警察隊	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 高速道路等での逆走は、重大事故につながる危険があることから、緊急の対策を講じることにより交通安全を確保する。</p> <p>〔計画の内容〕 関係道路管理者、交通管理者と連携し、逆走案件の調査、分析を行い、対策を検討し交通安全施設の整備等を図る。</p>			

3 高齢者等の移動手段の確保・充実

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県交通政策局交通政策課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保に向け、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の交通資源を最大限活用した取組を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕 ・ 高齢者等の移動手段の維持・確保や交通事故防止のため、MaaSや自動運転などの新たなモビリティサービスの普及、デマンド交通やライドシェアなど地域の交通資源を最大限活用した取組を推進することで、高齢者を含む地域住民の移動手段の確保・充実を図る。</p>			

4 道路使用・占用の適正化

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県土木部道路管理課 新潟市土木部土木総務課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 道路における占用の場所、構造及び工事実施方法の適正化を図ることにより、安全かつ円滑な交通を確保する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路占用許可基準の遵守について、占用者への指導を徹底する。 道路使用許可権を持つ交通管理者との連絡を密接にする。 道路の掘り返しを伴う占用工事について、施工時期や施工方法を調整する。 			
実施機関	県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 道路における工事等の道路使用の適正化を図ることにより、安全かつ円滑な交通を確保する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路における工事若しくは作業等の道路使用については、交通障害を極力抑制するため、工事業者等に対する交通の安全と円滑の確保についての指導を徹底する。 交通安全活動推進センターの道路使用許可に関する調査業務等を通じて、許可条件の履行状況を確認するなど道路使用の適正化を図る。 道路占用許可権を持つ道路管理者との連絡を密にし、道路使用の適正化を図る。 			

5 総合的な駐車対策の推進

実施機関	県警察本部交通指導課 県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた駐車対策を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 違法な駐停車が交通渋滞等交通に著しい危険と迷惑を及ぼしている地域・路線においては、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを行うなど、地域の駐車実態に応じた重点的かつ効果的な違法駐車対策を推進する。 地域住民等の意見や物流の必要性、自動二輪車の駐車需要等を踏まえ、駐車規制の点検・見直しを実施し、地域の交通実態に応じたきめ細かな駐車対策を推進する。 			

6 自転車利用環境の総合的整備

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県土木部道路管理課 新潟市土木部土木総務課 県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高 <input type="checkbox"/> 歩 <input checked="" type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> シ <input type="checkbox"/> 酒
<p>〔計画の実施方針〕 歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を整備する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保する必要がある区間について、自転車道等の整備を推進する。（北陸地方整備局、県道路管理課、新潟市土木部土木総務課） 自転車利用環境の整備を進めるため、市町村の自転車ネットワーク計画の策定を支援する。（北陸地方整備局、県道路管理課） 新潟県自転車活用推進計画の策定により、市町村の自転車活用推進計画の策定を促すとともに、持続可能な自転車活用に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。（県道路管理課） 交通実態を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、必要な交通規制を検討し、歩行者及び自転車の安全な通行を確保する。（交通規制課） 			

7 公共交通の利用促進等

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局 県交通政策局交通政策課 新潟市都市政策部都市交通政策課	重点施策との関連	高 歩 <input checked="" type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> シ <input type="checkbox"/> 酒
<p>〔計画の実施方針〕 マイカーから公共交通機関への利用転換を促すモビリティ・マネジメントの推進により、交通渋滞の緩和及び交通事故の防止を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが過度な自動車依存を見直し、公共交通や自転車など環境にも健康にもやさしい交通行動への自発的な変化を促すため、出前講座・出張授業などによる学校教育でのモビリティ・マネジメントの推進、パークアンドライド、カーシェアリング等の普及促進、オウンドメディア・SNS等での情報提供、意識啓発などに取り組む。 			

8 交通事故防止対策の推進

・交通事故危険箇所対策の実施

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県土木部道路管理課 新潟市土木部土木総務課 県警察本部交通規制課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 幹線道路等での交通事故が特定の箇所に集中していることから、特に死傷事故率が高い「交通事故危険箇所」について、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な死傷事故防止対策を講じる。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故実態に即した交通安全施設等の整備を図る。（北陸地方整備局、県道路管理課、新潟市土木部土木総務課） 交通事故分析に基づき交通安全施設等の整備を図る。（交通規制課、交通企画課） 			

・事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進

実施機関	国土交通省北陸地方整備局	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 事故データや、地域の声などに基づき、危険な区間(事故危険区間)を選定し、効果的・効率的に交通事故を削減するため、『事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)』を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 選定された区間について、交差点の改良や、自歩道等交通安全施設の整備等により、交通事故対策を重点的に実施する。 対策完了後の効果を分析・評価し、区間の見直し等を行う。 県民に対し、選定された区間が交通事故の危険性が高い区間であるとの認識されるよう、広報活動等を行う。 			

・道路交通の安全に関する分析の推進と活用

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 交通事故の発生地域、場所、形態、発生原因等のほか、ビッグデータに基づく事故発生危険区間について交通工学及び交通事故統計の分野から分析・検討を行い、関係機関と連携して集中的な事故抑止対策を実施する。</p> <p>〔計画の内容〕 交通事故が多発する交差点及び単路部等の危険箇所及び事故発生危険区間、生活道路対策エリアにおいて、現地調査を実施して交通事故の発生形態や事故原因を分析し、効果的な事故防止対策を検討する。</p>			

9 災害に備えた道路交通環境の整備

・緊急輸送道路の危険箇所の解消

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県土木部道路管理課 新潟市土木部土木総務課 新潟市土木部道路計画課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>被災時の円滑な救急・救援活動や緊急物資の輸送、復旧活動の支援等において重要な役割を果たす緊急輸送道路の寸断を未然に防止するために、法面等に災害の恐れのある危険箇所について対策を実施する。また、電柱の新設禁止等の無電柱化施策を推進する。</p>			

・災害に強い交通安全施設等の整備

実施機関	県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>災害発生時における安全な道路交通を確保するための交通安全施設整備を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信号機の滅灯対策として、電源付加装置や発電機の整備を推進する。 ・ 災害時における緊急輸送道路を確保するため、信号機の倒壊や滅灯のおそれがない環状交差点の有効性について周知を図る。 			

10 効果的な交通規制の推進

実施機関	県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>地域の交通実態を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、速度規制の見直し、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。 ・ 地域住民等の意見や物流の必要性等を踏まえ、駐車規制の点検・見直しを実施し、地域の交通実態に応じたきめ細かな駐車対策を推進する。 ・ 信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。 			

11 その他の道路交通環境の整備

- ・交通安全総点検の実施

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 点検の実施は市町村が主体となるが、点検地域の選定や点検方法、実施、フォローアップ等において、点検実施市町村への支援を行い、地域の人々や道路利用者の主体的な参加のもと道路交通環境の点検により、行政と住民・企業等地域が一体となった取組を通じて、交通安全の確保を目指す。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道、標識等の交通安全施設の整備を促進し、交通事故防止等の安全確保を図る。(北陸地方整備局) ・ 既設の交通安全施設の整備状況について点検し、必要により信号機の整備や交通規制の見直し等を行う。(交通規制課) 			

・冬期道路交通の確保

実施機関	国土交通省北陸地方整備局 県土木部道路管理課 新潟市土木部土木総務課 県警察本部交通規制課 東日本高速道路株式会社新潟支社	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 安全な冬期道路交通を確保するため、除雪の徹底、安全施設の整備、道路・交通情報の提供、雪崩危険箇所対策等を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雪などの異常降雪時においては、冬期道路交通の確保のため、通行止めによる集中除雪及び関係機関連携（情報連絡本部等）による対策の実施を行うとともに、一元的情報発信を行う。 適宜適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備を推進する。 また、歩道除雪、消融雪施設の更新等により、こどもや高齢者等道路利用者の安全確保を図る。（北陸地方整備局、県道路管理課、新潟市土木部土木総務課） 冬期の円滑な道路交通の確保に資するため、道路管理用カメラ等の道路情報収集装置及び道路情報提供装置等の整備を推進する。（北陸地方整備局、県道路管理課） 道路情報板、ホームページ、SNS、携帯メール等による道路情報の提供を推進する。（北陸地方整備局、県道路管理課、新潟市土木部土木総務課、東日本高速道路株式会社新潟支社） 雪崩危険箇所について、雪崩予防、防護施設等の整備を図る。（北陸地方整備局、県道路管理課） 日本道路交通情報センターによるラジオ放送等を通じて情報提供を行うとともに、道路利用者からの問い合わせに対してニーズに応じた適切な情報提供を行う。（交通規制課） SA・PAでの冬の交通事故防止運動において、早めの冬用タイヤへの交換や雪氷作業の理解促進等のPRを実施する。（東日本高速道路株式会社新潟支社） 			

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

1 交通安全に関する普及啓発活動の推進

・類似事故防止対策の推進

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 類似の交通事故を防止するため、交通事故情報の共有を促進する。</p> <p>〔計画の内容〕 交通事故の分析を行い、類似事故の発生を防止するための安全知識について、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS、広報誌等（以下「各種広報媒体」という。）を通じて情報発信し、家庭・学校・職場・地域等への浸透を図る。</p>			

・効果的な広報の実施

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 各種広報媒体を活用し、交通関係法令の改正や交通事故等の実態を踏まえた内容等、具体的で訴求力の高い広報活動を重点的かつ集中的に実施するなど、実効性のある広報を行う。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>ア 家庭に浸透するきめ細かな広報の実施 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、市町村等を通じた広報等に加え、家庭向け広報媒体も活用し、家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努める。</p> <p>イ 関係機関・団体等への積極的な情報提供 関係機関・団体が行う交通安全に関する広報活動をより効果的なものとするため、交通安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに各種報道機関等と連携し、県民全体で機運の醸成を図る。</p> <p>ウ 広範・集中的なキャンペーンの実施 家庭・学校・職場・地域等と一体となった広範なキャンペーンや、各種広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行う。</p>			

・交通安全運動の推進

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒																							
<p>〔計画の実施方針〕 春・秋の全国交通安全運動及び本県の交通事情の特性を考慮して独自に実施する夏・冬の交通事故防止運動等の交通安全キャンペーンにおいて、関係機関・団体と連携して広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、県民各層への積極的な参加を呼びかける。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>ア 全国の運動</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(ア) 春の全国交通安全運動</td> <td style="text-align: right;">4月6日(月)～4月15日(水)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">交通事故死ゼロを目指す日</td> <td style="text-align: right;">4月10日(金)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(イ) 秋の全国交通安全運動(予定)</td> <td style="text-align: right;">9月21日(月)～9月30日(水)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">交通事故死ゼロを目指す日(予定)</td> <td style="text-align: right;">9月30日(水)</td> </tr> </table> <p>イ 県の運動</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(ア) 夏の交通事故防止運動</td> <td style="text-align: right;">7月22日(水)～7月31日(金)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(イ) 高齢者交通事故防止運動</td> <td style="text-align: right;">10月1日(木)～10月31日(土)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(ウ) 冬の交通事故防止運動</td> <td style="text-align: right;">12月11日(金)～12月20日(日)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(エ) 止まって！横断歩道キャンペーン</td> <td style="text-align: right;">4月1日(水)～令和9年3月31日(水)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(オ) 交通死亡事故多発警報</td> <td style="text-align: right;">発令の日から10日間</td> </tr> </table> <p>ウ 重点事項</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(ア) 高齢者の交通事故防止</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(イ) 歩行者の安全確保</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(ウ) 自転車の安全対策の推進</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(エ) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(オ) 飲酒運転の根絶</td> </tr> </table>				(ア) 春の全国交通安全運動	4月6日(月)～4月15日(水)	交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(金)	(イ) 秋の全国交通安全運動(予定)	9月21日(月)～9月30日(水)	交通事故死ゼロを目指す日(予定)	9月30日(水)	(ア) 夏の交通事故防止運動	7月22日(水)～7月31日(金)	(イ) 高齢者交通事故防止運動	10月1日(木)～10月31日(土)	(ウ) 冬の交通事故防止運動	12月11日(金)～12月20日(日)	(エ) 止まって！横断歩道キャンペーン	4月1日(水)～令和9年3月31日(水)	(オ) 交通死亡事故多発警報	発令の日から10日間	(ア) 高齢者の交通事故防止	(イ) 歩行者の安全確保	(ウ) 自転車の安全対策の推進	(エ) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	(オ) 飲酒運転の根絶
(ア) 春の全国交通安全運動	4月6日(月)～4月15日(水)																									
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(金)																									
(イ) 秋の全国交通安全運動(予定)	9月21日(月)～9月30日(水)																									
交通事故死ゼロを目指す日(予定)	9月30日(水)																									
(ア) 夏の交通事故防止運動	7月22日(水)～7月31日(金)																									
(イ) 高齢者交通事故防止運動	10月1日(木)～10月31日(土)																									
(ウ) 冬の交通事故防止運動	12月11日(金)～12月20日(日)																									
(エ) 止まって！横断歩道キャンペーン	4月1日(水)～令和9年3月31日(水)																									
(オ) 交通死亡事故多発警報	発令の日から10日間																									
(ア) 高齢者の交通事故防止																										
(イ) 歩行者の安全確保																										
(ウ) 自転車の安全対策の推進																										
(エ) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底																										
(オ) 飲酒運転の根絶																										

・交通安全スローガンの普及推進

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 平成6年7月6日に制定された交通安全スローガン「未来へとどけ！願いのかけはし交通安全」を毎年スローガンとするほか、各季の交通安全運動等にもそれぞれスローガンを設定し、普及推進を図る。</p> <p>〔計画の内容〕 各季の交通安全運動等ごとのスローガンは運動重点を踏まえたものとし、運動の重点と合わせて県民への周知と交通安全意識の高揚を図る。</p>			

・新潟県交通死亡事故多発警報発令

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>県内において、交通死亡事故が一定期間に連続して多数発生した場合に、県知事による交通死亡事故多発警報を発令し、県民に交通事故に対する注意を喚起するとともに、関係機関・団体に対策を要請する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>新潟県交通死亡事故多発警報発令要綱に基づき、発令する。</p>							

・歩行者の安全確保

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>令和7年に発生した人対車両の交通事故のうち、横断歩道横断中に発生した事故が47.9%を占めている。</p> <p>信号機のない横断歩道において、歩行者が渡ろうとしている場面での車両の一時停止が徹底されていない。</p> <p>横断歩道における歩行者優先意識を徹底させるため、各種広報媒体を活用し、運転者には、交通ルールの再認識と横断歩道における歩行者優先の徹底を、歩行者には、道路横断に関する交通ルールの周知徹底や横断意思を示す「渡るよサイン」の活用を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間を通じた取組として「止まって！横断歩道キャンペーン」を実施し、本キャンペーンの取組重点期間を各季の交通安全運動期間に重ねて設定するなど、官民一体となった広報啓発活動を積極的かつ効果的に推進する。 自動車運転者を対象とした啓発動画の制作・放映等による広報啓発活動を実施する。 							

・自転車の安全利用の推進

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高歩 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>自転車には運転免許制度がないため、交通安全教育を受ける機会が少なく、一時停止、夜間等における前照灯の点灯や右左折の方法など、自転車が「車両」として守るべき正しい交通ルールとマナーに関する理解が不十分であることもあるため、自転車利用者に対する広報啓発活動を推進し、自転車ヘルメットの着用を含む、交通安全に配慮した正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践の徹底を図る。</p> <p>また、「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策を実施する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>ア 正しい交通ルールとマナーの広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全利用五則をはじめ、自転車利用者が守るべきルールについて、各季の交通安全運動等や、5月の自転車安全月間（自転車月間推進協議会主催、内閣府・警察庁等後援）等あらゆる機会において、重点的に自転車利用者に対する広報啓発活動を行う。 ・自転車が歩道通行できる場合の要件及び、歩道通行が可能な場合であっても歩行者が優先であり、通行時は徐行が原則であることを周知する。 ・自転車運転者講習制度及び危険行為について広報啓発を行う。 <p>イ 交通安全教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得するための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。 ・保護者に対して、幼児の自転車同乗が運転に与える影響を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及促進を図る。 ・生徒を対象にスケアード・ストレイト教育技法（学習者に恐れを与えることにより社会通念上望ましくない行為を自主的に行わせないようにする教育技法）を活用した自転車交通安全教室を実施し、スタントマンが自転車と自動車等との交通事故を再現して交通事故の恐ろしさを認識させるなどして、自転車の交通事故防止を図る。 <p>ウ 自転車安全教育指導員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全教育指導員研修会を開催し、地域における児童・生徒に対する正しい交通ルールとマナーの遵守を徹底させるための交通安全教育に携わる指導員を育成する。 <p>エ 自転車乗車用ヘルメットの着用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット着用による頭部保護の重要性と被害軽減効果について理解促進を図ることにより、全ての年齢層の乗車用ヘルメット着用促進を図る。 <p>オ 損害賠償責任保険等への加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車であっても交通事故の加害者となりうること、被害者に対する損害賠償等の民事責任が生じること、さらに新潟県では損害賠償責任保険等への加入が義務化されていることを踏まえ、損害賠償責任保険等への加入促進を図る。 <p>カ 改正道路交通法を踏まえた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の携帯電話使用等によるながら運転と酒気帯び運転及びほう助に対する罰則規定の整備（令和6年11月1日施行）や、自転車に対する交通反則通告制度（青切符）の導入（令和8年4月1日施行）等について、県民が理解し、正しい交通ルールを遵守できるように、丁寧な情報提供を行う。 			

・夜光反射材の普及・活用促進

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 歩 自 <input type="checkbox"/> シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる夜光反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するほか、夜光反射材の視認効果、使用方法等について理解を深め、自発的な活用を促進するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各季の交通安全運動等の機会において、直接貼付など夜光反射材を身につけやすい広報活動を実施するとともに、各種広報媒体の活用や年間を通してDVD等の交通安全教育資材の貸出しを行い、夜光反射材の普及・活用促進のための広報啓発活動を推進する。 ・ 夜光反射材の視認効果等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、夜光反射材の自発的な活用の促進に努める。 ・ 夜光反射材の普及・着用の促進に併せ、自動車の早めのライト点灯、上向き・下向きのこまめな切り替えについて広報啓発を行い、自動車・歩行者双方の意識向上を図る。 			

・シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 歩 自 <input checked="" type="checkbox"/> シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 県内の一般道路における運転者のシートベルト着用率は99.3%と、昨年より0.3ポイント減少したが(※1参照)、後部座席同乗者については、64.1%と前年比で5.6ポイント増加した。シートベルト着用の重要性について、地域や家庭における理解促進を図るため、各季の交通安全運動等あらゆる機会を捉えた広報啓発及び指導に努める。 チャイルドシートについては6歳未満の使用率が82.5%と、いまだに使用の徹底が図られていない。(※2参照)。 特に、幼児の年齢や体格に合わせたチャイルドシート使用の必要性や正しい取付方法等について、関係機関・団体等と連携し、幼稚園・保育所等における交通安全教育、取付講習会や指導員養成のための研修会等を開催して使用の徹底を図る。 また、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用することができない6歳以上のこどもへのチャイルドシートやジュニアシートの使用を促す広報啓発に努める。 (※1は令和7年10月～11月、※2は令和7年5月～6月、県警察・(一社)日本自動車連盟(JAF)による合同調査)</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第12次新潟県交通安全計画に基づき、各季の交通安全運動等における重点対策として取り組む。 ・ JAFや県交通安全協会等との連携により、シートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。 ・ 各季の交通事故防止運動等を通じ、官民一体となった広報啓発活動を推進するとともに、警察においては、シートベルト等着用義務違反者に対する交通指導取締りを推進するなど、シートベルト・チャイルドシートの着用意識の高揚を図る。 ・ 市町村、民間団体等が実施している支援制度の拡充と活用を図り、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。 			

・飲酒運転の根絶に向けた取組の強化

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課 県警察本部交通指導課	重点施策との関連	高 歩 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> シ <input type="checkbox"/> 酒
<p>〔計画の実施方針〕 令和7年中、県内では飲酒運転による交通事故が42件発生しており、うち交通死亡事故は2件となっているほか、飲酒運転取締件数は520件（その他自転車の飲酒運転取締件数が169件）であった。 飲酒運転は特に重大事故に直結する悪質・危険な違反であるが、依然として飲酒運転の根絶には至っていない。自動車はもちろん、自転車利用者に対しても、その根絶に向けて県民の意識向上を促す啓発及び、交通指導取締り等の取組を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各季の交通安全運動や各種広報媒体を通じ、飲酒運転根絶に向けた周知・啓発に取り組む。 ・ 飲食店等の酒類販売業者、駐車場関係者等とも連携してハンドルキーパー運動の普及啓発を行うとともに、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認、公共交通機関や自動車運転代行の活用等を広報する。 ・ 飲酒運転に関する通報体制の構築に向け、関係機関との連携を図る。（交通企画課、交通指導課） ・ 飲酒運転の徹底検挙を図るため、警察本部と警察署が緊密に連携し、取締り体制を構築する。（交通指導課） ・ 酒酔い体験ゴーグル等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、飲食店等の酒類販売業者に対して訪問指導を実施するなど、関係機関・団体と連携して飲酒運転根絶意識の醸成を図る。（交通企画課） 			

・交差点（付近含む）における交通事故防止

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 <input type="checkbox"/> 歩 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> シ <input type="checkbox"/> 酒
<p>〔計画の実施方針〕 本県における交通事故の6割近くが交差点（付近含む）で発生しており、第一当事者の原因別発生状況を見ると、安全不確認・前方不注意など基本的な運転行為のミスその他、一時不停止や信号無視、横断歩行者妨害など、交通ルールの不遵守によるものが多いことから、これら要因の詳細かつ複合的な分析を行い、交通事故実態を周知する広報啓発活動や運転者教育を推進し、交差点（付近含む）における交通事故防止を図る。</p> <p>〔計画の内容〕 ホームページに交通死亡事故発生状況等を掲載し、各種メディアに交通事故発生実態等の情報提供を行うとともに、広く県民に対する広報を依頼する。 併せて、各種の運転者教育（講習）を推進し、運転者に対する交通安全意識の高揚に努める。</p>			

・高速道路における安全施設・交通環境の整備

実施機関	東日本高速道路株式会社新潟支社	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 高速道路は、自動車の高速交通の用に供する道路であり、道路管理については道路法等関係諸法令に基づき常に安全で円滑な交通の確保が強く要求される。このため道路管理業務にあたっては、道路の機能を最大限に発揮させるため、警察、消防等関係機関と連絡を密にしておおむね次のことを実施する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全対策 交通安全施設の整備・保全を行うとともに、交通事故等の分析、原因解明及びこれらに基づく対策の実施、及びSA・PAでのポスター掲出、チラシ配布、各種交通安全キャンペーン等交通安全啓発活動を実施する。 2 指導警告及び告発 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の要請に基づき、道路法等関係諸法令の違反者に対する指導、警告、強制措置を行い、交通事故や道路損壊の未然防止を図る。特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合に即時告発を実施する。 3 異常事態の対策 交通事故、車両火災、故障車両、路上障害物排除、道路の損壊等の異常・緊急時の迅速な対応、及びこれらを未然に防止する対策を行う。 4 道路情報の的確な提供 道路管理に必要な情報の収集、及び提供を正確かつ迅速に実施する。 			

・悪質・危険な運転の根絶に向けた広報啓発活動等の推進

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 歩 <input checked="" type="checkbox"/> シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 令和2年6月、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）に対する罰則が創設されたことに伴い、違反行為や危険性の周知を図るため、各種広報媒体を通じた広報啓発活動に努める。</p> <p>また、令和7年中、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話をしながら運転する携帯電話使用等（ながらスマホ等）による交通事故件数は36件（前年比-7）と前年より減少したが、携帯電話使用等による運転は、重大事故に直結する悪質性・危険性が極めて高い違反行為であることから、自動車はもちろん、自転車利用者に対しても、各種広報媒体を通じ、広く積極的な広報啓発活動に努める。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質・危険な運転の危険性について、各種広報媒体を通じて広く県民に周知する。 ・ 各種運転者教育（講習）の機会を通じて交通安全意識の高揚に努める。 ・ 運転行為が記録され、妨害運転等の悪質・危険な運転行為の抑止に有効なドライブレコーダーの装着について広報啓発に努める。 			

・交通安全県宣言記念交通安全功労者表彰式及び県民交通安全フェアの実施

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 昭和37年7月10日に新潟県が交通安全県宣言を行って以来、この日を記念して交通安全功労者をはじめ交通安全優良校、事業所・団体、優良運転者を表彰する交通安全県宣言記念交通安全功労者表彰を行っている。 交通安全についての県民の関心を高め、交通事故防止の成果をあげるため、表彰式と併せて、県民交通安全フェアを開催する。</p> <p>〔計画の内容〕 実施日 令和8年7月22日(水) 場 所 新潟テルサ(新潟市) 目 的 県民に対して交通安全宣言の趣旨徹底を図るとともに交通安全教育と広報・啓発を行い、地域における活動の促進と交通安全意識の高揚を図る。</p>			

2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

・幼児の交通安全教育の徹底

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 <input checked="" type="checkbox"/> 歩 自 <input checked="" type="checkbox"/> シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕 幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全のルールを理解させ、進んでルールを守り安全に行動できる習慣や態度及び基本的な知識・技能を身につけさせることを目標とし、幼稚園・保育所(園)・認定こども園、家庭、地域等と連携を図りながら計画的かつ継続的に行う。</p> <p>〔計画の内容〕 研修等により幼児交通安全教育指導者を養成するとともに、教育機関の指導者と連携し、幼児の保護者等に対しても交通安全意識の啓発に努めるほか、教育用資機材の整備・充実を図る。</p>			

・学校における交通安全教育の徹底

実施機関	県教育庁保健体育課	重点施策との関連	高 <input checked="" type="checkbox"/> 歩 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> シ <input type="checkbox"/> 酒
<p>〔計画の実施方針〕 「児童生徒の交通安全対策の指針」を定め、児童生徒が交通事故の被害者・加害者にならない交通安全教育を推進する。また、交通ルールの遵守とマナー向上の指導を通じて、他者を思いやる心を育成し、交通社会の一員として安全に配慮できる能力や態度を育てる。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、学級活動・ホームルーム活動及び学校行事などを中心に学校や児童生徒の実態に応じた交通安全教育を展開する。 学校安全教育指導者研修会を開催し、指導者の指導力向上を図る。 各季における交通事故防止の通知をとおして、学校に対して交通事故防止を啓発するとともに、家庭や関係機関・団体と連携を図りながら、実効性のある交通事故防止対策を展開する。また、自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案が発生していることを踏まえ、機会を捉えて、保護者に対する各種保険制度加入への情報提供に努めるとともに、事故発生時の被害軽減のため、関係機関と連携し、ヘルメット着用を促進していく。 高等学校において、関係機関・団体と連携した二輪車(原付バイク)安全運転実技講習会等を開催し、二輪車等の交通事故の未然防止と交通安全意識の醸成を図る。 関係機関との連携を密にし情報共有を図るとともに、児童生徒の交通事故防止に効果的な資料や情報を提供し、学校における交通安全教育の充実を図る。 			

・安全意識・保護意識の醸成

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 <input type="checkbox"/> 歩 <input checked="" type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> シ <input type="checkbox"/> 酒
<p>〔計画の実施方針〕 段階的・体系的で生涯にわたる交通安全教育を通じ、自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き交通社会人を育成する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 横断歩道における歩行者優先の定着化に向けた取組を推進する。 幼児・高齢者・障害者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図る。 幼児から高齢者に至るまでの年齢段階並びに心身の発達段階、道路交通への参加態様等に応じた体系的な交通安全教育を推進する。 家庭、学校、職場、地域等で行われる教育相互の有機的な連携を図る。 指導者の養成・確保、教材等の充実を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育の普及に努める。 ドライバーに対し、道路状況等に応じた安全速度の考え方の理解、ライトの早めの点灯と上向き・下向きのこまめな切り替えなど積極的な安全行動の普及と定着化を図るほか、高齢者の行動特性及び事故形態等を周知し、高齢歩行者や高齢者運転者標識(高齢者マーク)装着車両に対する保護意識の醸成を図る。 交通安全思想の普及徹底を図るため、きめ細やかな広報活動等を推進する。 交通安全教育指導者の指導力を向上させるとともに、教育を実施できる指導者を育成する。 			

・高齢者の交通事故防止

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>昨年は、交通事故死者に占める高齢者の割合は6割（63.6%）、重傷者については4割（42.9%）を超えるなど、高齢者対策はこれまで以上に取り組むべき課題となっている。こうした現状を踏まえ、高齢者に対する交通安全教育を一層推進するとともに、各季の交通安全運動等により地域社会が一体となった高齢者保護意識の醸成に努め、高齢者の交通事故防止を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>ア 広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夕暮れが早まる時期に高齢者の死亡事故が増加する傾向にあることから、特に高齢者保護を呼びかけるキャンペーンとして、10月1日から10月31日までの1か月間、高齢者交通事故防止運動を実施し、「道路横断時の安全確認の徹底」、「早めのライトの点灯とこまめな切替え」、「夜光反射材の活用」等の広報啓発を推進する。 ・夕暮れの時間帯以降、高齢歩行者が被害に遭う交通事故が多く発生する傾向にあることから、各種の運転者教育（講習）等において、高齢者の行動特性及び事故形態の周知により横断歩行者の保護を促すなど、高齢者に優しい運転を呼び掛ける。 ・年6回の年金支給日を「シニア安全強化日」とし、高齢者の安全確保を図るため、県下一斉による広報啓発活動を推進する。（交通企画課） <p>イ 交通安全教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、自らが身体機能の変化を自覚し、それに応じた安全行動を行えるよう、歩行環境シミュレータ等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を一層推進するほか、学術機関等と連携し、より効果的な交通安全教育手法について検討する。 ・「地域交通安全活動推進委員」等による高齢者に対する交通安全思想の普及と交通安全教育の推進を図る。 ・高齢運転者事故の発生実態について、あらゆる機会を通じて周知するとともに、交通安全教育用動画KYT端末等を活用した実践型の交通安全教育、関係機関・団体との連携によるシルバードライビングスクール等の開催及び運転免許証自主返納制度の周知を図ることにより、高齢運転者の交通事故防止対策を推進する。（交通企画課） <p>ウ 訪問指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者事故が発生して、住民の事故防止への意識が高い機会を捉え、その地域の高齢者世帯を重点的に訪問して高齢者に対する交通安全指導を行うとともに、その家族を介し、高齢者への交通事故防止意識の醸成を図る。（交通企画課） ・市町村及び交通安全協会等の関係機関・団体と連携し、普段、教育機会の少ない75歳以上の高齢者を中心とした家庭訪問指導の推進を図る。（交通企画課） <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力関係団体が行う交通事故遭遇のおそれのある高齢者発見時の緊急通報（110番通報）の積極的な運用を推進する。（交通企画課） ・民生委員等と連携した高齢者交通事故防止活動を積極的に推進する。（交通企画課） ・身体障害者用の車の利用者に対しては、身体障害者用の車を製造するメーカーで組織される団体等と連携して、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに身体障害者用の車の安全利用、マナー向上のための継続的な安全教育を推進する。（交通企画課） 			

・外国人の交通事故防止

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課 県警察本部運転免許センター	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>外国人に対して、日本の交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育資材の貸出を通じて効果的な交通安全教育に努めるほか、教材の充実を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許取得時の多言語化に加え、運転免許更新時における多言語の教材の活用等による交通安全教育の充実を図る。 ・ いわゆる「外免切替」制度について、令和7年10月の改正を踏まえ、厳格に運用する。 ・ 関係機関・団体と連携し、外国人を雇用する事業所等を通じた在留外国人に対する交通安全教育や、訪日外国人に対する交通安全広報を推進する。 			

3 効果的な交通安全教育の推進

・交通安全教育指導者研修会等の実施

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>市町村における交通安全教育を充実強化するため、指導理論及び実技について次の研修会を実施する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>ア 幼児交通安全教育指導者研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施時期 10～11月 ・ 実施会場 4会場 ・ 対象者 幼稚園教諭・保育士・市町村職員・市町村交通安全指導員・こども見守り活動等を行う地域団体等 ・ 教育内容 講義や実践発表、実技指導を取り入れた交通安全教育 <p>イ 自転車安全教育指導員認定講習会、研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施時期 5月 ・ 実施会場 2会場（新発田市・長岡市） ・ 対象者 自転車安全教育指導員及び新たに指導員になろうとする者 ・ 教育内容 自転車の正しい乗り方の実技、法規及び検定 <p>ウ 交通指導員研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施時期 8月 ・ 実施会場 2会場（新潟市、長岡市） ・ 対象者 市町村交通指導員及び市町村担当者 ・ 教育内容 講義、実技、グループワーク等 			

4 地域社会における交通安全意識の高揚

・地域における交通安全指導の充実

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高	<input checked="" type="checkbox"/> 歩	<input checked="" type="checkbox"/> 自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>地域社会における交通安全指導の充実を図るため、民間交通安全組織の活動との連携を通し、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけるための地域活動が推進されるよう指導する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全関係諸機関・団体との連携を図りながら、自治会、こども会、PTA等社会教育関係団体等の地域における実践活動が徹底されるよう指導する。 児童の交通事故防止を図るため、地域組織等を通じ、巡回等の活動を推進する。 							
実施機関	県福祉保健部高齢福祉保健課	重点施策との関連	<input checked="" type="checkbox"/> 高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>高齢者関係団体等を通じ、各種催し等を活用した交通安全教育を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟県老人クラブ連合会等 各種の研修やたよりの中で交通安全の啓発を図る。 							

・新入学児童に対する交通安全帽の交付

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>県下の新入学児童約15,000人に対し、県、市町村、日本赤十字社新潟県支部の三者及び協賛団体の共同で「黄色い交通安全帽」の交付を行い、こどもの交通事故防止を図る。</p>							

・安全運転・チャレンジ100

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針及び計画〕</p> <p>若者から高齢者まで幅広い年代のドライバーが5人で1チームを編成し、9月23日から12月31日までの100日間、無事故・無違反及び横断歩行者保護意識を持った運転を連帯して実践することにより、交通安全意識の高揚と安全運転の習慣づけを図る。</p>							

・新潟県交通安全対策連絡協議会

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>道路交通に関係のある機関・団体などが一体となって交通安全活動を積極的、効果的に推進する。</p>							

第3章 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

- ・初心運転者教育の推進

実施機関	県警察本部運転免許センター	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 公安委員会指定自動車教習所における教習及び各種講習の充実を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>ア 公安委員会指定自動車教習所における教習の充実 変化する道路交通状況に適切な対応ができる安全運転意識を身に付けた、より安全な運転行動のとれる初心運転者を育成するため、公安委員会指定自動車教習所職員等に対する意識改革と、これに基づく自発的な工夫を凝らした教習及び危険予測運転、高速道路運転並びに応急救護処置等の教習について充実を図る。</p> <p>イ 各種講習の充実</p> <p>(ア) 各種講習の充実 運転免許試験合格者に対し、運転者の社会的責任、初心運転者の心構え、高速道路の安全走行等を充実させ効果的な講習を実施する。</p> <p>(イ) 初心運転者講習の充実 軽微な違反の累積により、講習の対象となった者に対して行う初心運転者講習の充実を図るため、各指定講習機関の運転習熟指導員に対する指導を実施する。</p>			

- ・運転免許取得者等教育の推進

実施機関	県警察本部運転免許センター	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 運転免許を現に受けている者または特定失効者、特定取消処分者に対し、自らの運転適性の把握と運転技能の向上をさせるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許取得者等教育の普及と活用 公安委員会指定自動車教習所が行う交通安全教育のうち一定の基準に適合するものとして、公安委員会が認定した運転免許取得者等教育において、運転者の安全運転に必要な知識・能力の維持向上を図る。 ・ 運転免許取得者等教育の認定を受けた公安委員会指定自動車教習所に対して、教育内容及び水準の充実を図る。 			

・運転者に対する各種講習の充実強化

実施機関	県警察本部運転免許センター	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 運転者に対する各種講習水準の向上と充実強化を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習水準の向上 更新時講習、高齢者講習、停止処分者講習及び違反者講習など運転者に対する各種講習の効果的な実施と講習水準の向上を図るため、講習指導員等に対する定期的な研修等を開催し、講習内容の充実を図るとともに視聴覚教材、運転適性検査機器の活用に努める。 ・ オンライン更新時講習の充実 令和7年から運用が開始されたオンライン更新時講習について、次回の動画更新時に向けて内容の見直しを行い、講習内容の充実に努める。 ・ 運転者に応じた学級の編成 受講する運転者の年齢、違反別等の態様に応じた特別学級を編成し、それぞれの学級に適したきめ細かな内容と方法により効果的な講習の充実に努める。 ・ 高齢者講習の充実 70歳以上の高齢者講習にかかる実車指導については、令和4年5月に導入された運転技能検査に準じた運転技能の評価を行い、これを各人に応じた安全指導に活用するなど、効果的な高齢者講習を実施する。 ・ 運転免許センターの機能の充実と有効活用 運転免許センターの機能を充実させるとともにその有効活用を図る。特に運転免許センターの各支所における講習施設と設備を充実させ、実車指導等による実践・体験型の講習を推進する。 			

・高齢運転者対策の充実

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課 県警察本部運転免許センター	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>県内の交通事故のうち、65歳以上の高齢者が原付以上の車両を運転中に第1当事者となった高齢運転者による死亡事故は22件発生し、全死亡事故の4割(40.0%)を占めている。</p> <p>高齢運転者の中には安全な運転に支障があると認められる運転者や自身の運転に不安を感じている運転者もいることから、各種の講習や認知機能検査等の機会を通じ、認知症の疑いのある運転者の早期把握と適切な対応を行うとともに、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時の加速抑制装置等を装備した「先進安全自動車(サポカー・サポカーS)」の普及に向けた広報啓発に取り組むほか、運転に不安を感じる運転者に対しては個別に安全運転指導を行う機会を設けるなど、高齢運転者対策の充実を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者講習の効果的な実施、更新時講習における高齢者学級の充実に努める。特に、高齢者講習においては、運転技能検査に準じた運転技能の評価により安全指導を行い、きめ細かな講習を実施するなど効果的な安全教育を行う。 ・ 関係機関・団体との協働によるサポカー・サポカーSの運転体験会の開催などにより、高齢運転者に限らず広く県民に先進安全自動車の広報を行い、普及啓発を図る。 ・ 認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて認知症の疑いのある運転者の早期把握を行い、十分な運転適性を備えていない運転者については、速やかに運転免許取消等の行政処分を行う。 ・ 高齢運転者に対し、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、実車の運転を通じて個別に運転指導を行う講習会等を開催し、自らの運転技能とそれに応じた安全運転の指導を行う。 ・ 運転免許返納後の日常生活に不安を抱く者が、行政による速やかな生活支援を受けられるよう、本人の同意を得た上で、返納者に係る情報を地域包括支援センターに提供する。 ・ 運転継続に関して、より安全な自動車に限って運転を継続するという選択として導入されたサポート車限定免許制度について周知を図る。 ・ 70歳以上の高齢運転者に対し、高齢運転者標識を付けて自動車を運転するよう広報啓発するとともに、他の運転者に対しては高齢運転者標識を付けた自動車に対する保護意識の醸成を図る。 			

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 運転免許を保有する高齢者の一層の増加が見込まれる中で、高齢運転者による加害事故の防止も大きな課題となっている。 高齢運転者は自己の運転を過大評価する傾向がある反面、運転に不安を覚える高齢運転者もいることから、それぞれが自身の運転技能を正しく理解し、その運転技能に応じた補償運転をするように促す必要がある。 また、高齢者の運転に不安を覚えながら家族が対応に苦慮している場合もあることから、高齢者の運転特性等に関する有識者の知見を紹介するとともに、運転継続が可能な高齢者に対しては、衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術が搭載されている安全運転サポート車のメリットと性能の限界を示したうえで、普及の促進を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の運転特性や対応について、高齢運転者とその家族の理解を深めるため、高齢者の運転特性等について有識者が地域の自治会等へ出向き、運転免許返納も含む交通安全意識向上に係る出前講座を実施する。 ・ 関係機関・団体と協力し、安全運転サポート車の普及促進とその機能の限界、技術の進展の状況等について、交通安全運動などの機会や各種広報媒体を活用した情報提供を推進する。 ・ 高齢者が安全に運転を続けるための取組や、運転免許証返納後の日常生活を支えるための取組などについて、関係機関等と課題等を共有しながら高齢運転者の交通事故防止対策を推進する。 			

・ 二輪車運転者対策の推進

実施機関	県警察本部運転免許センター 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 二輪車の特性を踏まえて安全に運転するための基本的事項を再認識させ、正しい技能及び知識の定着化を図る運転者教育を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公安委員会指定自動車教習所における教習の充実 より安全な運転行動のとれる運転者の育成を図るとともに危険予測運転など実践的な教習を推進する。 ・ 運転免許取得時の指導の強化 運転免許取得者に対して合格時講習を実施して、初心運転者期間制度の教養と交通安全意識の醸成を図るとともに、現に免許を受けている者に対しては、暴走行為等防止のための指導を強化する。 ・ 原付講習の充実 原付免許を取得しようとする者に対する技能講習の効果的実施を図るため、講習指導員の資質の向上と、講習体制の整備充実、教育内容の向上に努める。 ・ 被害軽減対策の促進 二輪車の運転者に対し、ヘルメットの正しい着用はもとより、プロテクター等による被害軽減対策の重要性について広報啓発を図り、着用を促進する。 			

- ・特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全対策の推進

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高歩 <input checked="" type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> シ <input type="checkbox"/> 酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティに関する交通ルールや安全利用のため、関係機関や関係事業者等と連携して、基本的な交通ルールの周知や、交通安全教育を推進する。</p>			

- ・危険運転者に対する迅速、的確な行政処分と講習等の充実

実施機関	県警察本部運転免許センター	重点施策との関連	高歩 自 <input checked="" type="checkbox"/> シ <input type="checkbox"/> 酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>将来における道路交通上の危険を防止するため、行政処分の迅速・的確な運用と各種講習制度の充実を図るとともに、認知症等の一定の病気等を有する者の把握と関係者への心情に配慮したきめ細かな対応や相談等の充実を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期行政処分の推進 行政処分関係資料の早期送付の徹底と処分集中執行制度の効率的な運用を図るとともに、暫定停止や仮停止制度を積極的に活用する。 ・講習の充実 研修等を通じて講習指導員の資質の向上を図るとともに、教習用教材及び講習設備等の充実を図る。 			

2 事業者に対する安全運転管理の指導

- ・安全運転管理者制度の効果的運用

実施機関	県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高歩 自 <input type="checkbox"/> シ <input type="checkbox"/> 酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>道路交通法に定められている安全運転管理者制度を効果的に運用することにより、一定台数以上の自家用自動車を使用する事業所の安全運転管理を推進し、職場における交通事故防止を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者等に対する法定講習の効果的な実施、個別指導等の推進による安全運転管理者の管理能力の向上 ・安全運転管理者選任事業所に対する交通事故の実態や交通関係法令の改正等の情報、資料等の積極的な提供による当該事業所の安全運転管理者による運転者教育の徹底 ・安全運転管理者未選任事業所の発見活動の強化による選任促進と当該事業所における安全運転管理の推進 			

・運転者が所属する組織、事業所等に対する指導の推進

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕 安全運転管理者選任事業所、運行管理者選任事業所の組織機能を活用した会社、事業所等における安全運転管理の徹底と、運転者に対する高齢歩行者・自転車利用者を最優先とする「歩行者・横断者の保護」、「早めのライト点灯とこまめな切替えによる前方の安全確認」、「夜間のスピードダウン」、「シートベルト着用の徹底」等の安全運転意識の高揚を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行管理の徹底と安全運転意識の高揚を図るため、安全運転管理者選任事業所、運行管理者選任事業所の事業主が開催する研修会に協力する。 ・ (一社)新潟県安全運転管理者協会主催の安全運転実践運動を推進する。 ・ 優良事業所、優良安全運転管理者、優良運転者等を賞揚する。 							

・自動車運送事業者に対する指導監督の強化

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕 自動車運送事業者における経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を推進するとともに、運行管理体制の充実・強化による輸送の安全確保及び運行管理者の資質及び運転者の安全意識の向上を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運送事業者に対し、「運輸安全マネジメント評価」を実施する。 ・ 自動車運送事業者に対し効果的監査を実施する。 ・ 自動車運送事業者に対し年末年始輸送安全総点検等の機会に立入調査を実施する。 ・ 悪質運転、死亡・重大事故を惹起した自動車運送事業者に対し特別監査を実施するなど指導監督の強化を図る。 ・ 事故を惹起した運行管理者等に対し特別講習を実施し、資質の向上を図る。 ・ 運行管理者に対する定期研修を充実するとともに、運行管理者研修未受講事業者、事故多発事業者に対し監査等を実施し、的確な指導を図る。 ・ 関係行政機関との連携を強化し、過労運転の防止を図る。 							

・事業用自動車の事故防止対策の推進

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 自動車運送事業者に対し、事業用自動車の事故防止のための運行管理及び安全指導の徹底を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用自動車事故防止対策会議における活動を一層推進する。 ・ 自動車運送事業者に対し、運行の安全を確保するため悪質・危険な運行による事故及び点検・整備不良による事故等の防止並びに無車検運行の防止等について指導を徹底する。 ・ 自動車運送事業者に対し、点呼時におけるアルコール検知器の確実な使用を徹底することにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指す。 ・ 自動車運送事業者のASV装置（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）等）及び過労防止装置（デジタコ・ドラレコ等）の導入に対し支援を行い事業用自動車の事故防止を図る。 			

・事業用自動車の過積載防止対策の推進

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 国土交通省北陸地方整備局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 自動車の過積載による事故防止のための運行管理及び安全指導の徹底を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物運送事業者及び関係団体に対する過積載防止のための指導強化を図るとともに、事業用自動車の過積載防止対策連絡会議との連携により過積載運行の防止を徹底する。（新潟運輸支局） ・ 街頭検査を実施し、過積載を目的とした不正改造車等を排除する。（新潟運輸支局） ・ 特殊車両に対して適正な積載量・安全な運行形態を遵守するよう指導を実施する。（北陸地方整備局） 			

・運転者適性診断の受診促進

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 独立行政法人自動車事故対策機構等の行う運転者の適性診断を活用し、安全運転教育の充実を図り事故防止を徹底する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する運転者の適性診断を定期的に受診するよう自動車運送事業者に対し、指導する。 ・ 適性診断の結果に基づく適切な安全運転教育を行うよう自動車運送事業者に対し、指導する。 			

3 交通労働災害の防止

- ・自動車運転者の労働条件の適正化等

実施機関	厚生労働省新潟労働局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 自動車運転者を使用する事業場に対し、監督指導等により自動車運転者の労働条件の適正化を図るとともに、職場における交通労働災害防止を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間管理適正化指導員による指導及び助言等により、自動車運転者を使用する事業場の自主的な労働条件等の改善を促進する。 ・自動車運転者を使用する事業場に対して、労働基準法（改正平成30・7・6法律第71号）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改正令和4・12・23厚生労働省告示第367号）」の履行確保を図るため、監督指導を行う。 ・関係行政機関との相互通報制度等により労働基準法及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の履行確保を図る。 ・陸上貨物運送業、小売業、建設業等業種横断的に「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施について、周知徹底を図る。 ・労働災害防止団体が行う交通労働災害防止活動の指導・援助を行う。 			

4 道路交通に関する情報の収集と提供

- ・交通情報の提供

実施機関	県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 交通情報の収集及び提供のための施設の充実を図り、道路利用者に対する適切な交通情報の提供により、交通流量の適正化を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両感知器の整備により情報収集するほか、道路管理者と連携し、よりの確な情報収集を行う。 ・日本道路交通情報センターによるラジオ放送等を通じての情報提供を行うとともに、道路利用者からの問い合わせに対してニーズに応じた適切な情報提供を行う。 ・交通情報板により、交通事故や交通渋滞等の交通情報の適時適切な提供を行う。 ・車両感知器、その他各種センサーの高度化、拡充により、交通情報収集機能を強化し、各種交通障害情報、渋滞情報、旅行時間情報等のニーズに対応した交通情報の提供を行い、情報の高度化、精緻化及び多様化を図る。 			

・道路情報提供体制の強化

実施機関	国土交通省北陸地方整備局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 高度道路交通システム(ITS)の技術を活用し、道路利用者が必要とする情報をタイムリーに、正確にわかりやすく提供するために、道路情報システムの充実を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路監視装置 通行規制区間及び路面状況等の変化が著しい箇所において、光ファイバー等の情報技術を活用し、道路管理用カメラ、気象観測装置等の整備を推進し、路面状況、気象状況等道路情報収集の充実を図る。 ・ 道路情報提供装置 情報提供の高度化、迅速化を図るため道路情報板、「道の駅」での情報提供等の整備に努めるとともに、路上工事による通行規制情報の提供をリアルタイムで提供する。 ・ 情報通信技術（ICT）の活用 インターネット、SNS、携帯メール等による道路・交通情報の提供を推進する。 			
実施機関	県土木部道路管理課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 利用者が必要とする情報をタイムリーに、正確に、わかりやすく提供するために、道路情報システムの充実を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路監視装置 交通障害や通行規制が発生するような箇所に道路管理用カメラ等の整備を推進し、路面状況、気象状況等道路情報収集の充実を図る。 ・ 情報通信技術（ICT）の活用 インターネットによる道路情報提供に努める。 			

・ITSを活用した安全運転への支援の推進

実施機関	県交通政策局交通政策課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 道路交通や、環境問題等の解決に寄与できるITS(高度道路交通システム)に関する施策に取り組む。</p> <p>〔計画の内容〕 新潟県ICT推進協議会の活動を通じ、交通や環境問題の解決に資するITSに関する調査や研究を推進する。</p>			

実施機関	新潟地方気象台	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象観測予報体制の整備等 <p>台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、アメダスの更新など、観測予報体制の強化を図る。</p> 2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等 <p>地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進 <p>緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。</p> (2) 津波警報等の確実な運用 <p>地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。</p> (3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進 <p>火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。</p> 3 情報の提供等 <p>交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 気象特別警報・警報・予報等 <p>気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報の危険度分布（キキクル）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。</p> <p>さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、北陸地方整備局と連携し、大雪に関する緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。</p> 			

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合は「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

・ 危険物等輸送上の安全確保

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 危険物輸送車両に係る事故については、重大な危険や災害を及ぼす等その影響が大きいことから、関係機関と連携して一層の輸送の安全確保を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none">危険物輸送業者に対し関係法令の遵守と運行管理体制の充実のための指導、監督を強化する。運行管理者研修を通じて、危険物輸送に関する安全確保等指導を行う。			

実施機関	県防災局消防課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 危険物、火薬類及び高圧ガス（以下、「危険物等」という。）輸送車両の事故は、当該道路、地域住民及び他の車両に重大な危険を及ぼす等その影響が大きいことから、関係機関と協力し、危険物等輸送業者に対して、関係法令の遵守及び運行管理体制を充実強化させる。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物等輸送業者に対する定期的な監督の実施 ・ 危険物等輸送車両に対する路上取締りを含む立入検査等の実施 ・ イエローカード・安全データシート（SDS）携行の指導 ・ 危険物等の事故発生時に適切に処置するための装備資機材の整備についての助言、指導 			
実施機関	県福祉保健部感染症対策・薬務課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 毒物劇物運搬車両の事故は、周辺住民に重大な危険を及ぼすおそれがある等その影響が大きいことから、関係業者に対しては法令遵守を促し、安全意識の向上を図る。また、毒物劇物の情報提供体制の充実を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と協力して、毒物劇物運送業者に対して路上指導を含む立入調査等を実施し、イエローカードの携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等毒物劇物運搬に関する必要事項の指導徹底を図る。 ・ 毒物劇物製造業者等に対する指導を通じて、毒物劇物運送業者への安全データシート（SDS）等による情報提供の励行等、安全運行のための環境を整える。 ・ 毒物劇物の漏洩等事故の未然防止及び安全かつ迅速な処理等のため、必要に応じて毒物劇物の取扱いに関する情報提供を行う。 			

第4章 車両の安全性の確保

1 車両の安全性の確保

- ・自動車検査体制の充実

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 自動車の検査を円滑かつ適正に実施するため、独立行政法人自動車技術総合機構の行う、自動車検査場の整備、検査機器の改善及び維持に協力し、自動車の安全性の確保と公害防止を図る。</p> <p>〔計画の内容〕 独立行政法人自動車技術総合機構の行う、自動車検査場の検査コースの改修、ユーザーが受検しやすく自動車の構造の高度化に対応した検査用機器の導入等、検査体制の充実を推進する。</p>			

- ・点検整備の推進

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と点検整備の適切な実施の推進を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車点検整備推進運動の実施（広報活動、マイカー相談所の開設、点検フェア、キャンペーン、街頭検査等を実施）を通じて、自動車の保守管理に関する啓発を行う。 ・整備管理者研修、自動車運送事業者監査等を通じて車両管理の指導を行い、また、自動車の保守管理についての意識の高揚を図る。 			

- ・不正改造車の排除

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 暴走族等による不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行の確保及び公害の防止を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不正改造車を排除する運動」を不正改造防止推進協議会等と共に展開する。 ・街頭検査時において不正改造車の取締り及び指導を行う。 ・整備主任者研修、自動車検査員研修等を通じて、不正改造の防止の指導を徹底する。 			

・自動車整備技術の向上

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 新技術を採用した自動車の普及や車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理し、安全の確保及び公害の防止を図るため、自動車整備技術の向上を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級自動車整備士の技能検定試験等への受検促進を図る。 ・ 整備関係従事者に対し技術研修の充実を図るとともに、整備技術相談窓口及び技術資料の活用による技能レベルの向上を図る。 			

・検査・整備ユーザー相談の充実

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 自動車の検査・整備に関する情報を提供するとともに、ユーザーからの相談・苦情等に的確に対応し、車両の安全性の確保を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の検査、整備に関するユーザーからの問合せ・相談等に対し「検査整備110番」を設けるなど、的確に対応する。 ・ 関係団体、事業者等に対し相談・苦情窓口の充実を図るよう指導する。 ・ マスコミ、県及び市町村の発行する広報紙等を通じ、広く一般への検査整備に関するPR活動に努める。 			

・自動車アセスメント情報の提供等

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 自動車の安全装置の正しい使用方法等の一般情報、衝突安全性等に関する車種ごとの安全性に関する比較情報を自動車ユーザーに提供し、より安全な自動車の普及を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の安全装置、装備の正しい使用方法、装備状況等の一般情報のほか、衝突安全性等に関する比較情報を公正中立の立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する。 ・ 自動車アセスメント事業を独立行政法人自動車事故対策機構と連携し推進する。 ・ 自動車アセスメント情報の提供により、自動車ユーザーがより安全な自動車の選択ができる環境整備と自動車メーカーにおけるより安全な自動車の開発促進の推進を図る。 			

・リコール制度の充実

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 自動車の欠陥によって発生する事故や公害の未然防止を図るため、リコール対象車両の早期発見に努め、情報の提供を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の欠陥や不具合などに関する情報を収集する。 ・ 自動車の不具合の発生状況、原因等について必要に応じた調査を実施する。 ・ リコールに関する情報を公表する。 ・ 自動車メーカーからのリコール届出に関する情報を公表する。 			

・自動車登録番号標及び車両番号標の不適切表示の改善

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 自動車登録番号標等の不適切表示の改善を図るとともに無封印車の撲滅と適正な封印取付けを徹底する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の検査及び街頭検査時等に自動車登録番号標等の不適切表示の改善指導と無封印車の撲滅を図る。 ・ 自動車の封印の適正な取り付け方を指導する。 			

・自動車の使用者に対する指導

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 車社会の環境の変化に対処するため、自動車ユーザーに対し車社会の一員としての自覚を促し、自動車の適正使用や適正な検査・登録について指導する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車ユーザーに対し、イベント等あらゆる機会を捉えて自動車の適正使用、適正な検査・登録の周知徹底を図る。 ・ 自動車関係団体及び関係事業者に対し適正な検査・登録の指導を強化する。 			

・自転車の安全性の確保

実施機関	関東経済産業局総務課 県総務部県民生活課 県警察本部交通企画課	重点施策との関連	高歩 <input type="checkbox"/> シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>日常、様々な交通手段として幅広く利用されている自転車の安全性を確保するため、定期的に自転車の点検整備を受けるよう指導に努めるほか、万一の事故により、高額な賠償責任を負った際の支払い原資となり、被害者救済の十全を担保するため、損害賠償責任保険等への加入促進を図るとともに、事故発生時の被害軽減のため、全ての年齢層に対する乗車用ヘルメットの着用促進を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と連携した交通安全教育等の推進 関係機関・団体等と連携した交通安全教室や街頭指導を実施し、自転車の点検整備の促進、ライトの取付けの徹底及び夜光反射材の普及促進を図る。 また、期間（自転車安全月間等）を定めた集中的な広報キャンペーンを行うなど、自転車利用者の正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践の徹底を図る。 損害賠償責任保険等への加入促進と乗車用ヘルメットの着用促進 自転車安全教室等の機会や各種広報媒体を活用し、定期的に自転車の点検整備を受けて、安全な自転車に乗車するよう指導に努める。また、広報啓発活動を通じて、新潟県において加入が義務化されている損害賠償責任保険等への加入促進を図るとともに、事故発生時の被害軽減のため、全ての年齢層の乗車用ヘルメットの着用促進を図る。 			

第5章 道路交通秩序の維持

1 交通指導取締りの強化等

・交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

実施機関	県警察本部交通指導課	重点施策との関連	高	歩	自	シ	酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>交通事故の発生実態等を分析し、交通事故が多発する場所や時間帯に重点を置いた交通指導取締りを推進する。さらに、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反行為への対策を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故分析に基づく交通指導取締りの推進 <p>交通事故の発生実態等を的確に分析し、取締りを実施する時間、場所等の交通指導取締りに関する方針を策定した上で、計画的に取締りを実施する。</p> 2 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反行為に対する交通指導取締りの推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 悪質・危険違反の交通指導取締りの推進 <p>飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反のほか、放置駐車違反等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。</p> (2) 携帯電話使用等違反に対する交通指導取締りの推進 <p>運転中に携帯電話などを手に持って通話したり、画面を注視したりする携帯電話使用等違反は、交通事故の主な原因である前方不注視を引き起こす危険性の高い違反行為であるところ、依然として当該違反を伴う重大事故も発生していることから、指導取締りを推進する。</p> (3) 妨害運転に対する交通指導取締りの推進 <p>妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は、他の車両等の通行を妨害する目的で行われ、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為であることから、妨害運転罪や危険運転致死傷罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な指導取締りを推進する。</p> (4) 背後責任の追及 <p>ア 飲酒運転、無免許運転、最高速度違反、過積載運転、過労運転及びこれらに起因する交通事故事件について、背後責任や使用者等の下命、容認に係る責任追及とともに関係機関への情報提供を徹底する。</p> <p>イ 最高速度違反、過積載運転及び過労運転の違反車両の使用者に対して、公安委員会による指示及び使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を追及する。</p> <p>ウ 過積載を要求する荷主等の行為については、警察署長による再発防止命令の積極的な活用を図り、国土交通省等道路管理者と連携を図り、総合的な過積載防止対策を推進する。</p> 3 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 通学路における街頭指導の推進 <p>重点通学路を中心に、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を踏まえ、交通違反が発生しやすい場所・時間帯に警察官を積極的に配置し、違反の未然防止に主眼を置いた声掛けと注意喚起を行い、児童の安全確保を図る。</p> (2) 速度抑制対策の推進 <p>安全速度の定着化を図るため、交通事故の多発路線や通学路を重点に、可搬式速度違反自動取締装置や同装置の模型の運用、白バイやパトカーの警戒活動</p> 							

<p>による速度抑制対策を推進する。</p> <p>(3) シートベルト着用義務違反及びチャイルドシート使用義務違反に対する交通指導取締りの推進</p> <p>交通事故発生時の被害軽減に効果のあるシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用の徹底を図るため、シートベルト着用義務違反等の指導取締りを推進する。</p> <p>(4) 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進</p> <p>ア 自転車指導啓発重点地区・路線における指導取締りの推進</p> <p>歩道上における自転車と歩行者の交錯等から、自転車関連事故が現に発生し、又は発生が懸念される地区・路線を選定し、指導取締りを推進する。</p> <p>イ 実効性のある指導警告及び悪質・危険な交通違反に対する取締りの強化</p> <p>自転車利用者の交通違反に対しては、指導警告票（交通安全カード）を積極的に活用した実効性のある指導警告を行うとともに、指導警告に従わず違反を継続した場合、違反行為により通行車両や歩行者に具体的な危険を生じさせた場合及び飲酒運転や携帯電話使用など交通事故に直結する危険な運転を認めた場合は、看過せずに検挙措置を講じる。</p> <p>(5) 特定小型原動機付自転車等の利用者に対する交通指導取締りの強化等</p> <p>特定小型原動機付自転車については、悪質・危険な違反行為に対する交通指導取締りを強化し、交通の危険を生じさせるおそれのある違反行為を反復して行った利用者に対しては、特定小型原動機付自転車講習制度を実施し、違反の再発防止に努める。</p> <p>また、ペダル付き電動バイクについては、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）ではなく、一般原動機付自転車又は自動車に該当し、その運転には運転免許が必要であるなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることの周知徹底を図る。また、無免許運転等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化するとともに、ペダル付き電動バイクを駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）と称して販売する違法販売事業者対策を図る。</p> <p>4 交通指導取締り体制の確立</p> <p>交通警察官及び地域警察官の緊密な連携による交通指導取締り体制を確立し、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。</p> <p>5 道路交通関係法令違反取締りの推進</p> <p>道路運送車両法違反、道路運送法違反等の各種道路交通関係法令違反について、積極的な指導取締りを推進する。</p>

・ 高速道路における交通管理

実施機関	重点施策との関連
<p>県警察本部高速道路交通警察隊</p>	<p>高 歩 自 シ 酒</p>
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>重大事故に直結する交通違反の取締りの推進及び高速道路利用者等に対する交通安全意識の普及・高揚を図り、安全で円滑な高速道路の実現を目指す。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反の抑止と安全速度の定着化及び全席シートベルト着用及びチャイルドシートの使用の徹底を図るための交通指導取締りを推進する。 迅速的確な情報の収集と提供及び気象状況等に応じた適切な臨時交通規則の実施により交通の安全と円滑を図る。 関係機関・団体と緊密な連携を図り、交通指導所の開設や講習会等による広報啓発活動を積極的に推進し、運転者の交通安全意識の高揚を図る。 	

・交通事故事件に係る捜査体制の強化

実施機関	県警察本部交通指導課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 交通事故事件捜査を初動捜査の段階から適正かつ緻密に行い、客観的な証拠に基づいた事故原因の究明を図るため、捜査体制を強化するとともに、科学的捜査を推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 交通事故事件捜査においては、初動捜査の段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）第2条又は第3条(危険運転致死傷罪)の立件を視野に入れ、適正かつ緻密な捜査を推進する。 ・ 捜査力の強化 交通事故事件の捜査力を強化するため、捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。 ・ 先端技術を活用した科学的捜査の推進 交通事故事件捜査の高度化を図るため、3Dレーザースキャナ等の先端技術を効果的に活用するほか物理学や自動車工学などの専門的知識の涵養に努め、適正かつ緻密な鑑識活動により、科学的な交通事故解析を推進する。 			

・交通特殊事件捜査の推進

実施機関	県警察本部交通指導課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕 交通事故を装った殺人や傷害、いわゆる白タク事件、交通事故に係る保険金詐欺事件、自動車の継続検査をめぐる不正事件、運転免許証の不正取得事件等の交通特殊事件に対する捜査を的確に推進する。</p>			

・暴走族対策に関する関係機関・団体等の連携強化

実施機関	県総務部県民生活課 県警察本部交通指導課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕 新潟県交通安全対策会議等を通じ、関係機関・団体等と連携を強化する。また、家庭、学校、職場と連携を密にし、地域における暴走族追放気運の醸成を図る。</p>			

・学校における暴走族対策

実施機関	県教育庁保健体育課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 学校や家庭において暴走行為を許さない機運の醸成と、各機関・団体と連携し生徒指導の充実を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教職員等に対する研修会等を通じて指導者の資質向上を図り、生徒指導及び交通安全教育の充実を図る。 ・ 学校間及び関係機関・団体並びに保護者等との連携を密にし、関連情報の収集に努め、生徒の暴走行為の未然防止を図る。 			

・暴走族の取締りの推進

実施機関	県警察本部交通指導課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴走族グループ等に対する指導取締りの推進 暴走族グループ等に対しては、装備資機材の効果的な活用を図り、道路交通法の共同危険行為等の禁止規定をはじめ、あらゆる法令を適用して検挙を徹底する。 また、大規模集会・集団走行に関する事前情報を入手した場合には、集会等の主催者に対する個別指導、検問、よう撃活動等を強化することにより、暴走行為等の封じ込め、検挙の徹底を図る。 ・ 暴走族グループの解体及び加入阻止対策の推進等 検挙又は補導した暴走族グループ員に対しては、グループの解体、構成員の離脱支援及び再組織化の防止を図る。また、暴走族グループの危険性・悪質性について理解を深めさせる等効果的な暴走族グループ加入阻止対策を推進するとともに、交通安全対策会議等を通じて暴走族グループ追放気運の高揚を図る。 ・ 不正改造車両の取締りの推進 暴走行為を助長するような着色フィルムの貼付等の不正改造車両については、指導取締りを推進する。 			

2 駐車秩序の確立

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 県警察本部交通指導課 県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 地域住民等の意見要望等を十分に踏まえ、地域の交通実態等に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。（交通規制課） 関係機関と連携し、良好な駐車秩序の確保を図る。（新潟運輸支局、交通指導課）</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公安委員会から通知を受けた放置違反金等を納入しない者に対し駐車違反に係る車両の自動車検査証の更新を行わないことにより使用者に自主的な放置違反金等の納付を促し、良好な駐車秩序の確保を図っていく。（新潟運輸支局） ・ 放置車両確認事務の民間委託により違法駐車取締りの執行力を強化するとともに地域住民の意見要望等を踏まえて策定した放置車両確認作業の重点地区等を定めたガイドラインに基づき、悪質・危険性、迷惑性の高い違反の取締りを推進して、道路交通の安全確保及び火災・大雪等の災害時における円滑な交通流を確保する。（交通指導課） ・ 違法駐車の実行者である運転者への責任追及を徹底するとともに、運転者責任を追及できない放置車両については、車両の使用者に対して放置違反金納付命令による責任追及を行い、放置違反金の滞納者には財産の差押え等の滞納処分を実施する。また、駐車秩序維持のため繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する車両の使用制限命令や、国土交通省との連携による車検拒否制度の積極的な活用を図る。（交通指導課） ・ 地域住民等の意見や物流の必要性、自動二輪車の駐車需要等を踏まえ、駐車規制の点検・見直しを実施し、地域の交通実態等に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。（交通規制課） 			

第6章 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

- ・高速道路における救助・救急環境の整備拡充

実施機関	県防災局消防課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>県内の高速道路の供用区間における救急業務を円滑かつ適切に実施するため、インターチェンジが所在する市町村の消防本部と東日本高速道路株式会社との間で協力して、適切かつ効率的な人命救護に万全を期する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の供用区間における救急業務について、東日本高速道路株式会社と市町村との覚書の締結により、インターチェンジ所在18市町村の13消防本部(下記別記1)が担当する。 ・ 大事故に備えて管内にインターチェンジが所在しない3消防本部(下記別記2)が、それぞれ高速道路における消防相互応援協定を締結し、救急対策について万全を図る。 <p>別記1 新潟市、新発田地域広域事務組合、村上市、三条市、長岡市、柏崎市、上越地域消防事務組合、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、糸魚川市、阿賀野市、阿賀町の各消防本部</p> <p>別記2 燕・弥彦総合事務組合、見附市、五泉市の各消防本部</p>			

2 救急医療体制の整備

- ・救助・救急業務実施体制の整備

実施機関	県防災局消防課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>救急患者の救命率向上を図るため、各消防本部における高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成及び救急隊員の教育訓練を実施する。また、救助工作車の導入促進や救助隊員の資質向上を図るなど救助体制を強化する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助事業等の活用による高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材並びに救助工作車及び救助資機材の導入促進 ・ 救急救命士の養成のため一般財団法人救急振興財団への市町村消防職員の派遣 ・ 県消防学校における救急隊員及び救助隊員の教育訓練 			

・救急医療体制の整備

実施機関	県福祉保健部地域医療政策課	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒						
<p>〔計画の実施方針〕</p>									
<p>交通事故等による救急患者の医療を担当する救急医療施設の整備充実やドクターヘリの効果的な運用により救命率の向上を図る。</p>									
<p>〔計画の内容〕</p>									
<p>(1) 病院群輪番制方式による第二次救急医療体制の整備充実を図る。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 521 815 555">項 目</th> <th data-bbox="815 521 1066 555">箇 所 数</th> <th data-bbox="1066 521 1316 555">助成額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 555 815 595">施設設備整備費</td> <td data-bbox="815 555 1066 595">21施設</td> <td data-bbox="1066 555 1316 595">57,013</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	箇 所 数	助成額(千円)	施設設備整備費	21施設	57,013
項 目	箇 所 数	助成額(千円)							
施設設備整備費	21施設	57,013							
<p>(2) 24時間診療体制の第三次救急医療体制の整備充実を図る。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 633 815 667">項 目</th> <th data-bbox="815 633 1066 667">箇 所 数</th> <th data-bbox="1066 633 1316 667">助成額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 667 815 707">救命救急センター運営費</td> <td data-bbox="815 667 1066 707">1施設</td> <td data-bbox="1066 667 1316 707">95,742</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	箇 所 数	助成額(千円)	救命救急センター運営費	1施設	95,742
項 目	箇 所 数	助成額(千円)							
救命救急センター運営費	1施設	95,742							
<p>※ 県内の救命救急センターは新潟大学医歯学総合病院、新潟市民病院、長岡赤十字病院、県立中央病院、県立新発田病院、魚沼基幹病院の6施設</p>									
<p>(3) ドクターヘリの効果的な運用により救命率の向上等を図る。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 824 815 857">項 目</th> <th data-bbox="815 824 1066 857">箇 所 数</th> <th data-bbox="1066 824 1316 857">助成額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 857 815 898">ドクターヘリ運航事業費</td> <td data-bbox="815 857 1066 898">2施設</td> <td data-bbox="1066 857 1316 898">767,969</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	箇 所 数	助成額(千円)	ドクターヘリ運航事業費	2施設	767,969
項 目	箇 所 数	助成額(千円)							
ドクターヘリ運航事業費	2施設	767,969							
<p>※ ドクターヘリ基地病院である新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院に対して助成。</p>									

第7章 被害者等支援の充実と推進

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

- ・無保険（無共済）車両対策の徹底

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車事故による被害者救済の充実が図られるよう、自賠責保険・共済の期限切れ、掛け忘れの注意喚起について注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く周知を図る。 ・街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険・共済車両の運行の防止を図る。 ・ペダル付き電動バイクや電動キックボードなど新たなモビリティに対する自動車損害賠償責任保険（共済）の加入の周知を行う。 			

- ・二輪車の自賠責保険・共済等のかけ忘れに対する注意喚起

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>車検制度のないオートバイ、原付バイクの自賠責保険・共済への加入を忘れないよう、利用者に注意喚起を促す。</p>			

- ・自転車事故に備えた損害賠償責任保険等の加入促進

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 県総務部県民生活課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>自転車は道路交通法上「車両」であり、自転車による加害事故が発生した場合高額な損害賠償責任が生じる可能性があることや、新潟県では損害賠償責任保険等への加入が義務化されていることについて周知を図り、事故時に備えた損害賠償責任保険等への加入促進を図る。</p>			

2 交通事故相談業務の充実

- ・交通事故相談の実施

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>県庁内に設置している交通事故相談所において、交通事故に関連する様々な相談のほか、損害賠償問題等について交通事故被害者の心情に配慮した相談・指導・助言を行う。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>相談内容の多様化・複雑化に対処するため、国土交通省主催の相談員研修等を通じて相談員の資質の向上に努める。</p> <p>なお、長岡及び上越地域振興局内において隔月1回（奇数月：長岡、偶数月：上越）、巡回相談を行う。</p>			

- ・交通事故相談事業等の周知と利用の普及

実施機関	県総務部県民生活課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 信頼できる交通事故相談機関を広く周知し、利用を呼びかけることにより、相談者のニーズに応える選択肢の充実を図る。</p> <p>〔計画の内容〕 県が設置している交通事故相談所の他、日本弁護士連合会で設置した(公財)日弁連交通事故相談センター及び(一社)日本損害保険協会の設置したそんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)等の交通事故相談事業、並びに(公社)にいがた被害者支援センターの行っている被害者支援事業について広く周知を図る。</p>			

3 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

- ・交通事故被害者援助事業の周知と利用の普及

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 県総務部県民生活課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 交通事故被害者で生活に困窮している者等への援助を充実するため交通事故被害者援助事業について広く周知と利用の促進を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人自動車事故対策機構が実施している、交通遺児等に対する生活資金の貸与、後遺障害者に対する保険金、介護料など交通事故被害者援助事業について広く周知を図る。(新潟運輸支局) ・ (公財)新潟県交通遺児基金の交通遺児等支援事業について広く周知を図る。(県民生活課) 			

4 被害者等の心情に配慮した支援の推進

実施機関	県警察本部交通指導課 県警察本部運転免許センター	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 交通事故被害者等は、精神的に大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故の概要、捜査経過、支援制度等について情報を提供し、心情に配慮した被害者等支援を積極的に推進する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故被害者等支援の推進 交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過、処分結果等の情報を提供するとともに、刑事手続の流れ等をまとめた「交通事故にあわれた方へ」を活用する。特に、ひき逃げ事件や死亡事故等の被害者等については、被疑者の検挙、送致結果等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故の遺族等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や処分内容についての問い合わせに応じ、適切な情報提供を図る。 さらに、新潟県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である、(公社)にいがた被害者支援センターについて教示し、早期に被害者が支援を受けられるように配慮する。 			

5 被害者等支援の推進

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び計画〕 公共交通事故による被害者等に対しては、公共交通事故被害者支援室において、被害者からの相談を受けるとともに、公共交通事業者による被害者支援計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を行うとともに、公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催する。</p>			

Ⅱ 鉄道交通の安全についての施策

1 鉄道交通環境の整備

- ・鉄道施設等の安全性向上

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。</p> <p>なお、軌道設備の整備に当たっては、平成30年6月に運輸安全委員会より国土交通大臣に提出された「軌間拡大による列車脱線事故の防止に係る意見について」の指摘を踏まえ適切な整備を進めるとともに、研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。</p> <p>また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。</p> <p>さらに、平成28年度に設置された「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」において取りまとめられたホームドア及び内方線付き点状ブロックの整備等のハード対策や駅員等による乗車・降車の誘導案内を始めとするソフト対策による総合的な転落防止対策の実効性を確保するため、鉄道事業者に対し積極的な取組を促す等、駅ホームの安全性確保に向けた取組を引き続き推進する。</p>			

- ・運転保安設備等の整備

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について法令により整備の期限が定められたもの※の整備については、完了している。期限が定められたもの以外のこれらの装置の整備については引き続き推進を図る。</p> <p>※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。</p>			

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、酔客に対する事故防止のための注意喚起等の広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。</p>			

3 鉄道の安全な運行の確保

・運転士の資質の保持

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</p>			

・安全上のトラブル情報の共有・活用

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。</p> <p>また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することによる事故等の再発防止に活用する。</p> <p>さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。</p>			

・ 気象情報等提供の充実

実施機関	新潟地方気象台	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p>また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「Ⅱ 第3章 4 道路交通に関する情報の収集と提供」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。</p> <p>特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。</p> <p>また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。</p>			

・ 保安監査の実施

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。</p> <p>また、計画的な保安監査のほか、重大な事故等の発生等の際にも臨時で保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなどして、保安監査の充実に努める。</p>			

・ 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p> <p>また、情報提供を行うに当たっては、訪日及び在留外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語化体制の強化も指導する。</p>			

・運輸安全マネジメント評価の実施

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>鉄道事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど事業者の取組の深化を促進する。</p>			

・計画運休への取組

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障を生ずるおそれが予想されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。</p> <p>また、情報提供を行うに当たっては、訪日及び在留外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。</p>			

4 鉄道車両の安全性の確保

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関して保安上の観点から車両確認を行う。</p>			

5 救助・救急活動の充実

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</p>			

6 被害者等支援の推進

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び計画〕</p> <p>公共交通事故による被害者等に対しては、公共交通事故被害者支援室において、被害者からの相談を受けるとともに、公共交通事業者による被害者支援計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を行うとともに、公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催する。</p>			

Ⅲ 踏切道の安全についての施策

踏切事故の防止及び交通の円滑化を図るため、「踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）」及び「第12次新潟県交通安全計画」に基づき、次のような諸施策を積極的に推進する。

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局 国土交通省北陸地方整備局 県土木部道路管理課 県土木部道路建設課 県土木部都市局都市整備課 新潟市土木部土木総務課 新潟市土木部道路計画課 JR東日本新潟支社 JR西日本金沢支社 えちごトキめき鉄道株式会社 北越急行株式会社	重点施策との関連	高 歩 自 シ 酒
-------------	---	-----------------	-----------

〔計画の実施方針〕

- 踏切事故の防止及び交通の円滑化を図るため、第11次新潟県交通安全計画及び踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号 令和3年3月31日一部改正）に基づき、踏切道改良基準により「課題のある踏切」の改良を推進する。
- 立体交差化までに時間がかかる「開かずの踏切」等について、効果の早期発現を図るための構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備を推進する。また、歩道が狭隘な踏切等における歩行者安全対策のための構造改良等を道路管理者・鉄道事業者等の関係機関が連携して推進する。

〔計画の内容〕

- 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設にあたっては、極力立体交差化を図る。
 加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等を促進する。
 また、歩道がない又は狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅等、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。
 さらに、平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめ及び令和6年1月に改正した「道路の移動円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、軌道の平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を推進する。
 以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を推進する。（北陸信越運輸局）
- 従前の対策に加え、当面の対策（カラー舗装等）や踏切周辺対策（駅周辺の駐輪場整備やバリアフリー化等による踏切横断交通量の低減）等を位置づけ、ソフト・ハード面からできる対策の推進。（北陸地方整備局、県道路管理課）
- 円滑な交通確保や、踏切事故の防止を図る必要がある踏切道については、立体交差化や構造改良による歩道設置等により車両及び歩行者の安全確保を図る。（北陸地方整備局、県道路管理課、県道路建設課、県都市整備課）

2 踏切道の統廃合の促進

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がない又は歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p>			
実施機関	JR東日本新潟支社 えちごトキめき鉄道株式会社	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び計画〕</p> <p>道路管理者の道路整備計画により、踏切道の立体交差化及び踏切道の拡幅等の協議を受けた時点で、近接する踏切道の利用状況、う回路の状況、踏切道の間隔等を考慮し、踏切道の統廃合について道路管理者に要請する。また、第3、4種踏切については、利用状況、う回路の状況を考慮し、道路管理者に廃止要請を積極的に推進する。</p>			
実施機関	JR西日本金沢支社	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び計画〕</p> <p>踏切道を含む道路の改良・拡幅計画の協議を受けた場合は、道路管理者と円滑な調整に努めるとともに、立体交差化及び踏切道の統廃合等を推進する。また踏切事故防止対策として、踏切保安設備の整備及び交通マナーの向上などの啓発活動を実施する。</p>			

3 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

・踏切保安設備の整備

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。</p> <p>自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。</p> <p>高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化やAI等を活用した更なる踏切安全対策を進める。</p> <p>なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度等を活用して整備を促進する。</p>			

・踏切道の交通規制

実施機関	県警察本部交通規制課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>踏切道の実態に即した交通規制の実施により踏切道における交通の安全の確保を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要により自動車通行止め、大型自動車通行止め等の交通規制を実施する。</p>			

4 その他の踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

・広報啓発活動の充実

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び内容〕</p> <p>緊急に対策が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」を公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。</p> <p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。</p> <p>また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。</p> <p>さらに、平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。</p>			
実施機関	県警察本部交通企画課 県警察本部交通指導課	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>車両や歩行者による遮断踏切の突破、警報無視による踏切立入り、踏切を通過する際の一時不停止等の行為に対する指導取締りを推進する。</p> <p>また、踏切通行者の安全意識の向上及び踏切故障時における非常信号等の緊急措置の周知を図るための広報啓発活動等を強化する。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体と連携した交通安全教育や街頭指導を実施し、踏切道通行時の安全意識の向上を図る。 ・ 各種広報媒体を活用し、鉄道事故防止に関する踏切道の安全通行と緊急時の対応の周知についての広報啓発を推進する。 			

実施機関	JR東日本新潟支社 えちごトキめき鉄道株式会社	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針及び計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切道の安全を確保するため、白線の再塗色、踏切周りの除草等により通行時の視認性向上に努める。 関係機関との連携により、踏切区画線等の新設で、通学路の安全を確保し、踏切安全通行の定着化を推進する。 踏切通行者のモラルに起因する事故については、踏切安全通行の定着化を図るとともに、トラブル発生時の処置方法と踏切安全設備の正しい取扱いについて、関係機関の協力をいただき地域に密着した広報活動を展開する。 			
実施機関	JR西日本金沢支社	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>踏切事故は、重大な事故につながる可能性が高く、また多くの人に影響を与える結果となることから、踏切道を通行する自動車等の運転者、歩行者、地域住民に対して無理な横断の危険性を再認識していただくとともに、踏切で守るべきルール・踏切内でトラブルに遭遇した際の対処として特に非常ボタンの扱いを広く周知することにより、踏切事故の防止及び安全意識の高揚を図る。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>春・秋の全国交通安全運動実施期間中及び踏切事故防止キャンペーン運動実施期間中の実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 所轄警察、各種団体、自治体等との連携・協力による幅広い広報活動の実施 各駅ホーム、コンコース、車内に啓発ポスターの掲示 各主要駅及び普通列車車内におけるスポット放送の実施 踏切保安設備、踏切標識等の点検整備の実施 踏切内でトラブルが発生した場合や遭遇した際には、躊躇なく直ちに非常ボタンを取り扱っていただくことの推進 			
実施機関	北越急行株式会社	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕</p> <p>踏切への無理な進入が重大な踏切事故につながることから、踏切の安全通行について広報活動を行う。</p> <p>〔計画の内容〕</p> <p>全国交通安全運動期間に、踏切手前において、一旦停止と踏切事故防止等についての安全指導を実施する。</p>			

・冬期間の踏切道

実施機関	国土交通省北陸信越運輸局	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 鉄道事業者に対し、冬期間の交通安全のために踏切道内の除雪を行うよう指導する。</p> <p>〔計画の内容〕 鉄道事業者に対し、冬期間の踏切道の交通安全対策を図るために踏切道の消雪設備の整備促進を図るとともに踏切道の除雪体制を強化するよう指導する。</p>			
実施機関	JR東日本新潟支社 JR西日本金沢支社 えちごトキめき鉄道株式会社	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 道路管理者に対し、踏切道の冬季交通規制は、歩行者の安全性確保のために全面通行止めとするように要請する。</p> <p>〔計画の内容〕 除雪の実施されない接続道路にある踏切道は、道路管理者・所轄警察署と冬季交通規制を実施する踏切道、期間等について協議を行い、地域住民の理解を得て、車両及び歩行者の安全確保を図る。</p>			
実施機関	北越急行株式会社	重点施策との関連	高歩自シ酒
<p>〔計画の実施方針〕 踏切道の消雪設備能力を超える降雪時には、人力除雪等により車両通行を確保する。 冬期車両通行止めとなる踏切道では、歩行者の安全性確保のために除雪体制を強化する。</p> <p>〔計画の内容〕 消雪設備の施されている踏切道でも、消雪能力低下時には人力除雪を行い、踏切道内での車両立往生の解消に努める。 冬期間全面通行止めとならない踏切道では、人力除雪に努め歩行者の安全を確保する。</p>			

交通安全対策基本法(抜粋)

〔昭和45年6月1日〕
〔法律第110号〕

〔改正〕昭和46年	6月2日	法律第98号
同 50年	7月10日	同 第58号
同 58年	12月2日	同 第80号
平成11年	7月16日	同 第102号
同 11年	12月22日	同 第160号
同 18年	5月17日	同 第38号
同 23年	8月30日	同 第105号
同 25年	6月14日	同 第44号
同 27年	9月11日	同 第66号

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所管事務)

第16条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- (3) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

(都道府県交通安全対策会議の組織等)

第17条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 都道府県教育委員会の教育長
- (3) 警視総監又は道府県警察本部長
- (4) 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員
- (6) 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者

(7) その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

- 4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別の委員を置くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

(都道府県交通安全計画等)

第25条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

- 2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当核区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画(以下「都道府県交通安全実施計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)に抵触するものであつてはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第1項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第3項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第4項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

交通安全対策基本法施行令(抜粋)

〔 昭 和 4 5 年 6 月 8 日 〕
〔 法 律 第 1 7 5 号 〕

〔改正〕昭和 62年 3月20日 政令第54号
平成 17年 6月1日 政令第203号

(都道府県交通安全対策会議の組織及び運営の基準)

第5条 交通安全対策基本法(以下「法」という。)第17条第5項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 会長は、会務を総理するものとする。
- 2 会長は事故があるとき、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。
- 3 特別委員は、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 都道府県交通安全対策会議に、幹事を置くものとする。
- 6 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- 7 幹事は、都道府県交通安全対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐するものとする。
- 8 委員、特別委員及び幹事は、非常勤とするものとする。
- 9 前各号に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県交通安全対策会議にはかつて定めるものとする。

新潟県交通安全対策会議条例

〔 昭和45年10月15日
新潟県条例第48号 〕

〔改正〕 昭和48年7月条例第39号、49年3月第8号、59年12月第60号、62年3月第6号、平成6年3月第3号、7年12月第61号、14年3月第5号、17年10月第75号、26年3月第13号、令和3年12月第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号。以下「法」という。）第17条第5項の規定に基づき、新潟県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び特別委員)

第3条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第17条第3項第4号に規定する知事の事務部局に属する職員のうちから指名される委員 10人以内

(2) 法第17条第3項第6号に規定する市町村長のうちから任命される委員 2人以内

(3) 法第17条第3項第6号に規定する消防機関の長のうちから任命される委員 1人

(4) 法第17条第3項第7号に規定する知事が必要と認めて任命する委員 5人以内

2 前項第2号から第4号までに規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから知事が任命する。

5 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(昭49条例8・昭62条例6・平17条例75・平26条例13・一部改正)

(幹事)

第4条 会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、総務部において処理する。

(昭48条例39・昭59条例60・平6条例3・平7条例61・平14条例5・令3条例4
1・一部改正)

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第39号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第8号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第60号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第6号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第61号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年条例第41号) 抄

(施行期日等)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

◇根拠条文

○交通安全対策基本法第17条第5項

新潟県交通安全対策会議運営要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、新潟県交通安全対策会議条例(昭和45年新潟県条例第48号)第6条の規定に基づき、新潟県交通安全対策会議(以下「会議」という。)の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2 会議は、毎年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知には、会議の日時・場所及び付議すべき事項を記載しなければならない。

3 会議の下に、ワーキングチームを設置することができる。

(議 長)

第3 会長は、会議の議長となる。

2 会長が議長を務めることができないときは、会長があらかじめ指名した委員が議長の職務を代行する。

(議 事)

第4 会議は、委員の総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員がやむを得ない事由により出席できないときは、委員の属する機関の職員を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。

(会議の記録)

第5 会長は、会議の状況とその概要を記録し、保存しなければならない。

(幹事会)

第6 会長は、必要の都度幹事をもって構成する幹事会を開催し、事務を処理させる事ができる。

2 幹事会は、県総務部長がこれを招集し議長となる。

(代表幹事会)

第7 幹事会の議長は、緊急又は簡易な事項を処理させるため、幹事の中から代表幹事を指名することができる。

2 代表幹事をもって構成する代表幹事会で処理した事項については幹事会に報告し承認を受けなければならない。

(その他)

第8 委員及び幹事は、異動が生じた場合は、すみやかに会長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県交通安全対策会議委員・幹事一覧

法定 区分	所 属 機 関	委 員	幹 事	
		職 名	職 名	
会長	新潟県	知事	—	
第 3 項	1 号	関東管区警察局	総務監察部長兼広域調整部長 広域調整第二課長	
		関東経済産業局	総務企画部長 総務課長	
		北陸信越運輸局	総務部長 安全防災・危機管理調整官 新潟運輸支局首席運輸企画専門官	
		新潟地方気象台	台長 防災管理官	
		信越総合通信局	総務部長 総務課長	
		新潟労働局	労働基準部長 監督課長	
		北陸地方整備局	道路部長 道路計画課長 交通対策課長	
	2 号	新潟県教育委員会	教育長	生涯学習推進課長
				保健体育課長
	3 号	新潟県警察	本部長	交通企画課長
				交通指導課長
				交通規制課長
				運転免許センター長
				高速道路交通警察隊長
	4 号	新潟県	総務部長	県民生活課長
			防災局長	消防課長
			福祉保健部長	障害福祉課長
				こども家庭課長
				高齢福祉保健課長
				地域医療政策課長
			感染症対策・薬務課長	
			農林水産部長	林政課長
			農地部長	農地計画課長
			土木部長	道路管理課長
	道路建設課長			
	都市局都市整備課長			
	交通政策局長	交通政策課長		
男女平等・共同参画統括監	—			
5号	新潟市	市民生活部長	市民生活課長	
6 号	新潟県市長会	十日町市長	—	
	新潟県町村会	聖籠町長	—	
	新潟県消防長会	新潟県消防長会長（新潟市消防局局长）	—	
7 号	公益財団法人新潟県交通安全協会	会長	—	
	公益社団法人にいがた被害者支援センター	理事	—	
	一般財団法人新潟県老人クラブ連合会	副会長	—	
	新潟県小中学校PTA連合会	顧問	—	
	新潟県保育連盟	常任理事	—	

法定 区分	所 属 機 関	特別委員	幹 事
		職 名	職 名
第 4 項	東日本高速道路株式会社新潟支社	執行役員新潟支社長	道路管制センター・交通課長
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	執行役員新潟支社長	新潟保線設備技術センター所長
	北越急行株式会社	代表取締役社長	技術部 担当部長兼技術課長
	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	執行役員 金沢支社長	北陸広域鉄道部(糸魚川)担当部長
	えちごトキめき鉄道株式会社	代表取締役社長	設備部設備センター企画課長

新潟県交通安全スローガン

● 未来へとどけ! 願いのかけはし交通安全 ●



新潟県交通安全マスコット“ルルちゃん”